

第二期武蔵野市学校教育計画に基づく
特別支援教育推進に向けた具体的な取組
(平成 27 年度～31 年度)

武蔵野市特別支援教育
アクションプラン



平成 27 年4月
武蔵野市教育委員会

目 次

第 1 章 第二期武蔵野市学校教育計画における特別支援教育の位置付け	1
1 第二期武蔵野市学校教育計画における特別支援教育推進計画の位置付けについて・・	1
2 武蔵野市が進める重点的な取組について.....	1
3 第二期武蔵野市学校教育計画 施策の体系における特別支援教育について	2
第 2 章 武蔵野市における特別支援教育の推進に向けた施策策定の経緯	5
1 武蔵野市特別支援教育推進計画の実施状況と今後の取組課題について.....	5
2 武蔵野市の特別支援教育の現状について.....	8
(1) 特別支援学級に通学する児童・生徒数.....	8
(2) 特別支援学級及び個別支援教室の設置状況.....	9
(3) 市内における特別支援学級・個別支援教室の配置状況.....	10
(4) 学校支援人材の状況.....	11
3 特別支援教育に関する国や都の動向について.....	12
4 武蔵野市の特別支援教育と今後の方向性について	13
第 3 章 具体的な取組	14
1 武蔵野市特別支援教育推進のための施策の方向性と 4 つの施策について	14
◆ 武蔵野市特別支援教育推進のための具体的な取組の体系図.....	17
施策 12 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上.....	19
1 校内における特別支援教育推進のための体制の強化.....	20
2 特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組.....	21
3 特別支援学級の指導・支援の充実と通常の学級への支援体制の検討 と実施.....	23
4 個別支援教室の指導・支援の充実と在籍学級との校内連携の推進	24
5 管理職のリーダーシップの発揮と教職員の専門性の向上.....	25

施策 13 早期からの一貫した相談・支援の充実…………… 26

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 教育支援センターの相談・支援機能の充実…………… | 27 |
| 2 | 「就学前の相談」と「就学後の相談」体制の充実…………… | 28 |
| 3 | 関係機関の連携による子ども・子育て支援の充実…………… | 29 |

施策 14 子どもたちの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築…………… 31

- | | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実…………… | 32 |
| 2 | 大学・民間との提携・協力体制の充実…………… | 33 |
| 3 | 医療・福祉・心理などの専門職の活用…………… | 34 |
| 4 | 特別支援教育推進のための体制づくり…………… | 34 |

施策 15 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進…………… 36

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する就学前機関と各学校間の連携強化…………… | 37 |
| 2 | 個別支援教室や特別支援学級の適切な配置…………… | 38 |

◆ 参考 ◆

- | | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 武蔵野市における特別支援学級のあゆみ…………… | 43 |
| 2 | 用語説明…………… | 45 |

※表紙の写真は、平成 26 年度特別支援学級紹介作品展（11 月 28 日～12 月 4 日 市役所ロビーで開催）より。

第1章 第二期武蔵野市学校教育計画における特別支援教育の位置付け

第1章では、第二期武蔵野市学校教育計画から特別支援教育推進に関する主な内容について、抜粋して示しました。

第2章「武蔵野市における特別支援教育推進に向けた施策策定の経緯」、第3章「具体的な取組」に示すところの内容と第二期武蔵野市学校教育計画との関連について、一層の理解を図るためのものです。

1 第二期武蔵野市学校教育計画における特別支援教育推進計画の位置付けについて

第二期武蔵野市学校教育計画の第1章2「第二期武蔵野市学校教育計画」の位置付けにおいては、特別支援教育推進の計画について以下のように示しています（網掛け部分）。ここでは、特別支援教育の具体的な実行計画については、別に定める「武蔵野市特別支援教育の推進に向けた具体的な取組（本書）」によるものとしています。

2 「第二期武蔵野市学校教育計画」の位置付け

本計画は、武蔵野市第五期長期計画（平成24年度～33年度）の考え方を踏まえ、平成27年度を初年度とする平成31年度までの5年間において、目指すべき学校教育の基本的方向性を示したものです。

本計画は、学校教育計画より1年早く平成20年度に策定された特別支援教育推進計画と一体的に策定しました。これは、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会で報告された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の提言も踏まえ、特別支援教育推進計画は学校教育計画と一体的に進めていくべきとの考えに基づくものです。特別支援教育の具体的な実行計画については、本計画を受けて、教育委員会が別に定める「武蔵野市特別支援教育の具体的な取組」によります。

また、武蔵野市生涯学習計画、武蔵野市スポーツ振興計画、武蔵野市図書館基本計画との整合性も図っています。

さらに、本年度策定の第四次子どもプラン武蔵野（第五期長期計画の分野別実施計画であり、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画）との整合性も図っています。

なお、本計画については、国や東京都の教育施策の動向などを踏まえ、平成31年度までに見直しを行い、平成32年度に改定する予定です。

2 武蔵野市が進める重点的な取組について

武蔵野市学校教育計画の第IV章2武蔵野市が進める重点的な取組においては、基本理念を実現するため、今後5年間の重点的な取組として、次の12の項目を示しています。

特別支援教育に関しては、重点5、6、7の3項目（網掛け部分）を掲げています。

武蔵野市が進める重点的な取組

基本理念を実現するため、本市では、今後5年間の重点的な取組として、以下の12の取組を行っていきます。

【重点1】 個に応じた指導の充実（習熟度別・少人数指導等）

I-【1】-1 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等を育む指導の充実

【重点2】 各教科等のねらいを実現させるための言語活動の充実

I-【1】-2 言語活動の充実

【重点3】 セカンドスクールの充実

I-【2】-6 自然体験活動・長期宿泊体験の充実

【重点4】 運動習慣の定着と体力向上の取組

I-【3】-10 体力向上・健康づくりの取組の充実

【重点5】 特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組

I-【4】-12 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

【重点6】 都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実

I-【4】-14 子どもたちの能力・可能性を伸長させるための新たな連携体制

【重点7】 個別支援教室や特別支援学級の適切な配置

I-【4】-5 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

※本市独自の「特別支援教室」は平成27年度から「個別支援教室」と名称変更しました。

【重点8】 学習活動でのICT機器の積極的な活用・ICT機器の整備

I-【5】-16 ICT機器を活用した教育の推進 II-【7】-26 ICT環境の整備

【重点9】 外国語活動・英語教育の充実

I-【5】-17 国際理解教育・英語教育の充実

【重点10】 教育センター構想の推進

II-【7】-24 教育センター機能の充実

【重点11】 学校施設整備基本方針の着実な実施

II-【7】-25 教育施設の整備

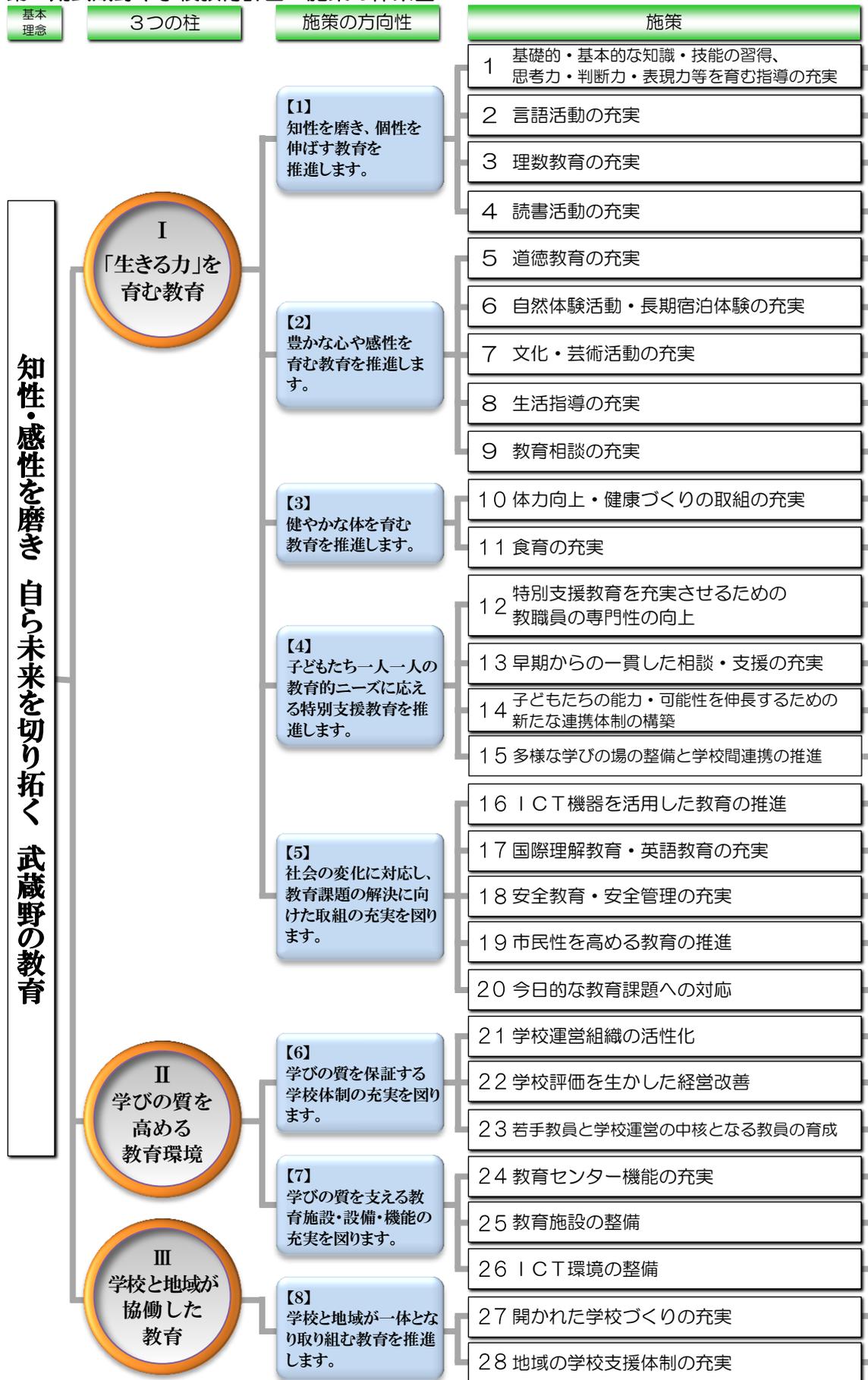
【重点12】 開かれた学校づくり協議会及び代表者会の評価と充実

III-【8】-27 開かれた学校づくりの充実

3 第二期武蔵野市学校教育計画 施策の体系における特別支援教育について

第二期武蔵野市学校教育計画の「第IV章3 施策の体系」において、特別支援教育の施策の方向性、施策、主要事業・取組について、次のページのように示しています。

第二期武蔵野市学校教育計画 施策の体系図



主要事業・取組

- 1 **【重点1】個に応じた指導の充実(習熟度別・少人数指導等)**、学習指導員の配置、学習支援教室の活用、国・都の学力調査結果の活用、家庭と連携した学習習慣の確立
- 2 **【重点2】各教科等のねらいを実現させるための言語活動の充実**、プレゼンテーション能力・クリティカルシンキングの育成、子ども文芸賞との連携
- 3 小学校への理科指導員の配置、理科教育推進教員の活用、市内大学・企業との連携、サイエンスフェスタ・土曜学校(サイエンスクラブ、ピタゴラスクラブ)との連携
- 4 図書館等市内施設の活用、朝読書・読書週間等工夫した読書活動、学校図書館サポーターの配置、読書の動機付け指導との連携
- 5 道徳教育の全体計画・年間指導計画の活用、道徳の授業公開と地域懇談会の実施、道徳の授業の工夫・改善
- 6 **【重点3】セカンドスクールの充実**、学校ビオトープ・学校農園等を活用した授業
- 7 演劇鑑賞教室、オーケストラ鑑賞教室、ジョイントコンサート(合唱・吹奏楽)の実施
- 8 人権尊重の精神の涵養、いじめの未然防止・早期対応、情報モラル教育、家庭と連携した生活習慣の確立
- 9 教育支援センターでの教育相談、派遣相談員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、チャレンジルーム、不登校の子どもたちへの対応
- 10 **【重点4】運動習慣の定着と体力向上の取組**、市内中学校総合体育大会、中学生「東京駅伝」大会、運動部活動等の取組、都の体力調査結果の活用、学校保健委員会と連携した健康の保持・増進、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした教育活動
- 11 食育に関するモデル校の指定、食育リーダーの活用、食育全体計画の作成と活用、給食・食育振興財団との連携
- 12 校内における特別支援教育推進のための体制の強化、**【重点5】特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組**、特別支援学級の指導・支援の充実と通常の学級への支援体制の検討と実施、個別支援教室の指導・支援の充実と在籍学級との校内連携の推進、管理職のリーダーシップの発揮と教職員の専門性の向上
- 13 教育支援センターの相談・支援機能の充実、「就学前の相談」と「就学後の相談」体制の充実、関係機関の連携による子ども・子育て支援の充実
- 14 **【重点6】都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実**、大学・民間との提携・協力体制の充実、医療・福祉・心理などの専門職の活用、特別支援教育推進のための体制づくり
- 15 特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する就学前機関と各学校間の連携強化、**【重点7】個別支援教室や特別支援学級の適切な配置**
- 16 **【重点8】学習活動でのICT機器の積極的な活用**、ICTに関するモデル校の設置、活用への人的支援、情報セキュリティの確立、ICT機器活用・コンピュータ研修の実施
- 17 日本や外国の文化に触れる活動、**【重点9】外国語活動・英語教育の充実**、教員の指導力向上、ALTの配置、小学校4年生以下の英語活動の検討、外部検定試験の奨励
- 18 セーフティ教室・安全マップ・交通安全教室等の取組、むさしの学校緊急メールの活用、保護者・地域・関係機関との連携の強化、地域と連携した防災訓練の充実、教職員・児童生徒対象の救命講習等の実施、通学路への防犯カメラの設置、食物アレルギー等への対応
- 19 「武蔵野市のいま・むかし」の計画的な活用、租税教育等の推進、武蔵野ふるさと歴史館との連携、地域行事・ボランティア活動等への参画
- 20 環境教育の推進、キャリア教育の推進、9年間を見通した小中連携の推進、小中一貫教育の検討、小学校と就学前教育との連携、平和への意識を高める教育の推進 など
- 21 管理職研修の充実、ミドルマネジメントの活性化、学校裁量予算を生かした学校運営の工夫
- 22 学校評価(自己評価・学校関係者評価)に基づいた学校経営の改善・充実
- 23 教員研修(年次研修、職層研修、専門研修、授業力向上研修、OJT等)の実施、教育アドバイザーの活用、研究指定校制度、学校運営の中核となる教員の育成
- 24 教育推進室の充実、**【重点10】教育センター構想の推進(研修機能、相談・支援機能、調査・研究機能、教育情報収集・発信機能、ネットワーク構築・コーディネート機能)**
- 25 **【重点11】学校施設整備基本方針の着実な実施**、学校施設の改修(学校の耐震化、防災機能強化、長寿命化等)及び改築(特色ある学校づくり)、学校給食施設の在り方の検討
- 26 **【重点8】ICT 機器の整備**、小・中学校の校内LANの整備・活用、学校情報システムの活用、学校図書館システムの活用
- 27 学校ホームページや学校だより等による積極的な情報発信、学校公開、**【重点12】開かれた学校づくり協議会及び代表者会の評価と充実**
- 28 学校支援ネットワーク体制の構築、地域コーディネーターの配置、地域人材による支援、大学・企業等との連携

第2章 武蔵野市における特別支援教育の推進に向けた施策策定の経緯

第2章では、第二期武蔵野市学校教育計画に示された特別支援教育に関する施策の方向性、施策、主要事業・取組について、それらが位置付けられた背景と経緯を示しました。

主な内容として、「武蔵野市特別支援教育推進計画」（平成21年度～26年度）の成果と課題、特別支援教育に関する国や都の動向、これらを踏まえての今後の方向性を示すことにより、これからの武蔵野市の特別支援教育推進に向けた具体的な取組内容の一層の理解を深めることを目的としています。

1 「武蔵野市特別支援教育推進計画」の実施状況と今後の取組課題について

「武蔵野市特別支援教育推進計画」の6年間（平成21年度～26年度）は、計画に示した特別支援教育に関する具体的な推進事業に着手し、その歩みを始めた期間といえます。以下に、計画の推進における4つの基本的な考え方について、その期間における主な成果と課題を整理し、今後の武蔵野市における特別支援教育推進の方向性を探る手がかりとします。

【武蔵野市特別支援教育推進計画における施策展開の4つの基本的な考え方】

- I 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- II 理解促進への取組の充実
- III 新たな連携体制の整備
- IV 特別支援教育推進のための体制整備

I 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

一人一人の教育的ニーズに応じるために、校内委員会では、教育的配慮が必要な子どもたちの実態把握や支援方策の検討を行っています。また、より適切な指導・支援を行うため、個別指導計画を作成しており、通常の学級に在籍する教育的支援が必要な子どもたちの約7割について作成しています。学校生活支援シート（個別の教育支援計画）については、固定の特別支援学級の子どもたちを中心に作成していますが、通級指導学級を含めた特別支援学級の全ての子どもたちまでには至っていません。

専門家スタッフ（年8回程度）、派遣相談員（週1回）、サポートスタッフ（学校の要請に応じて）等の学校支援人材の定期的、継続的な派遣制度は、学校全体としての特別支援教育に関する理解の促進、専門性の向上に大きな役割を果たしています。このように外部からの支援人材が各学校を訪問することは、武蔵野市における特別支援教育を確実に推進する上で重要な事業です。

しかし、依然として、多くの教員から、子どもたちの特別な教育的ニーズに応じた指導・支援に関する研修の要望が寄せられています。

こうした課題を解決していくためには、次のような視点による研修の実施が必要となります。

- ◆ 教員の研修ニーズに応じた研修内容・方法の充実
- ◆ 管理職の資質（特別支援教育に関する認識、マネジメント力、リーダーシップ）の向上
- ◆ 特別支援教育の重要な担い手となる特別支援学級の教員の専門性向上のための研修の充実
- ◆ 子どもたちの一人一人の望ましい成長・発達や、本人及び保護者の願いの実現に向けた「個別指導計画」「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」のあり方や活用方法

Ⅱ 理解促進への取組の充実

教育支援センターにおいては、日常の相談支援やチャレンジルームによる指導・支援と並んで、派遣相談員による市内全小・中学校への週1回の定期的・継続的な学校訪問を実施し、子どもたち、保護者、教員のよき相談者・支援者としての役割を果たしています。また、派遣相談員として担当校を2年、3年と継続することにより、子どもたちへの長期にわたる指導・支援が可能になります。

理解促進に関しては、教育支援センターによるセンターだよりの発行、子育て支援講座の開催、教育支援課と各学校の教員による委員が連携して「特別な教育的ニーズのある児童・生徒への支援ガイド（武蔵野版）～チェックリストを活用した支援編」「保護者と共に子どもを育てる～保護者との連携“はじめの一步”」等のヒント集を作成、配布し、理解の促進や各種研修会等での活用を図っています。

また、スクールソーシャルワーカーを平成22年度から教育支援センターに配置しています。学校からの派遣要請に基づき支援を行います。平成26年度からは、試行的に中学校2校に週1回定期的に派遣して、活用の促進を図りました。今後、試行の成果と課題を明らかにしながら、家庭・保護者支援の視点から一層の活用を図っていく必要があります。

Ⅲ 新たな連携体制の整備

「教育支援会議（仮称）の設置と個別の教育支援計画作成の支援」については、現在、学校支援人材として専門家スタッフ、派遣相談員、サポートスタッフ等が定期的・継続的に各学校に入り専門的な見地から学校のニーズに応じています。さらに、学校の要請に応じて、学校医（精神科医）による医療相談も実施しています。また、新たに教育支援会議（仮称）の設置を検討してきましたが、各学校の要請に迅速に対応していくためには、今ある制度を柔軟に活用していく方がよいと考えました。

教育や医療、子育て、福祉部門及び幼・保・小・中・高との各組織をつなぐ推進事業は、「これまでの就学指導中心の『点』としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談を含めた『線』としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した『面』としての教育支援を目指すべきであること」(平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」)の提言を具体化する検討と実施の段階にあります。

Ⅳ 特別支援教育推進のための体制整備

本市独自の「特別支援教室構想」の実現を図り、小学校 12 校中 8 校に個別支援教室を設置しました。本教室は、通常の学級に在籍する障害のある子どもたち、または学習や行動に困難を示している子どもたちが、通常の学級に在籍しながら校内において特定の時間に個別の学習を受けることができる、一人一人の特別なニーズに応じた柔軟な制度です。本教室で学習することにより、子どもたちは、通常の学級での学習・生活に自信をもち、意欲的に取り組めるようになります。

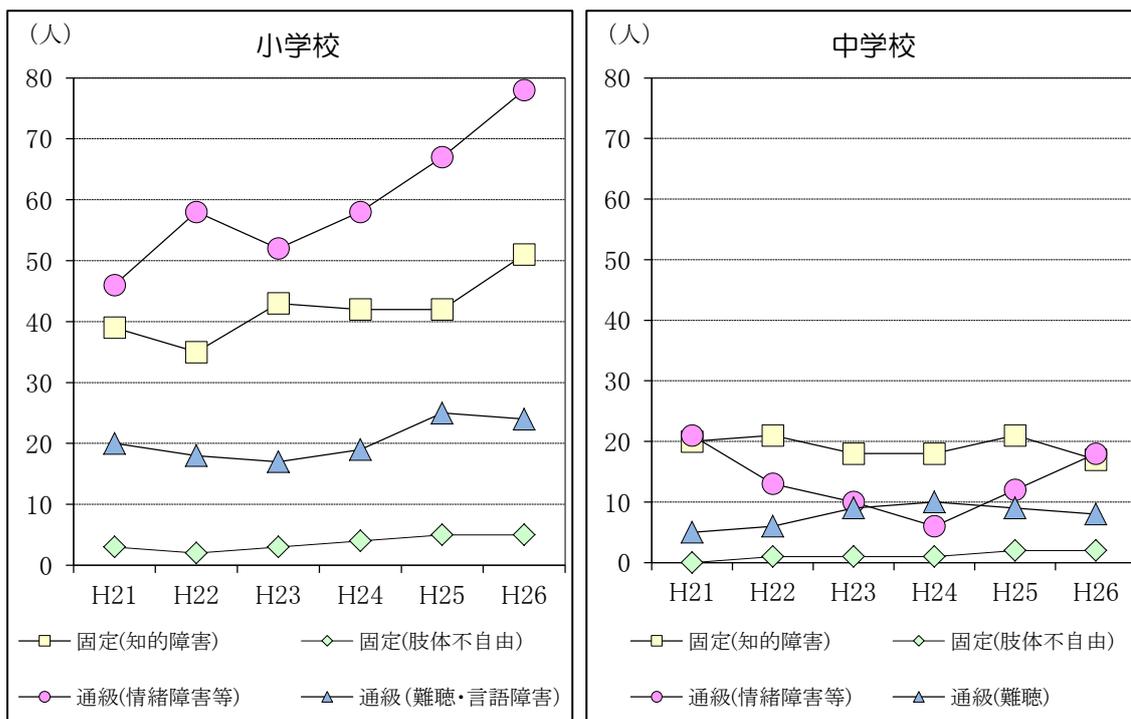
一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実のための教育や医療、子育て、福祉部門、幼・保・小・中・高などの関係機関の一層の連携を図るための協議会等の設置については、今後、「特別支援教育推進委員会」を見直し、実施に向けた検討を行います。

2 武蔵野市の特別支援教育の現状について

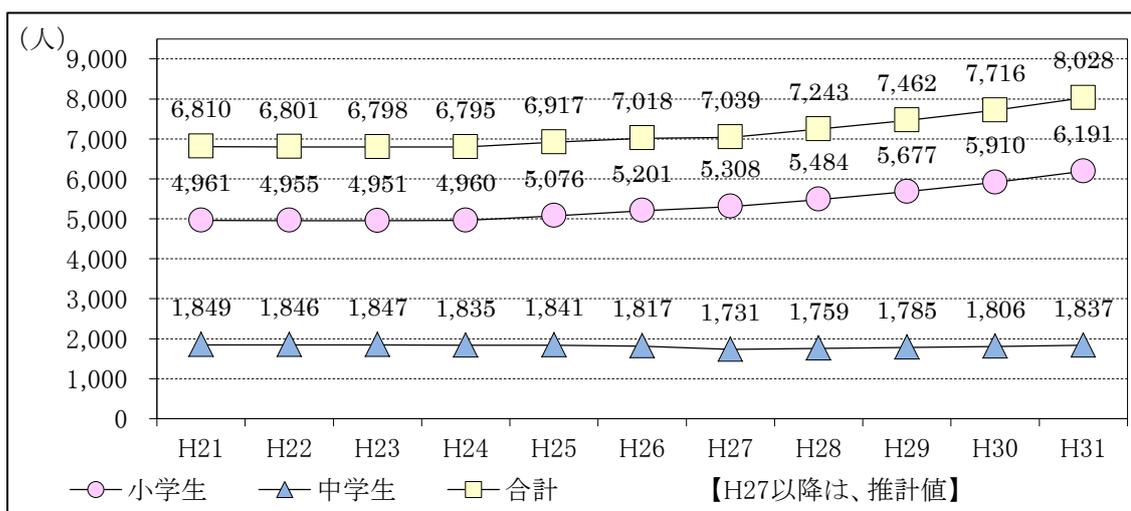
ここでは、武蔵野市の特別支援教育の現状について、特別支援学級に通学する児童・生徒数、特別支援学級、個別支援教室の設置状況、学校支援人材の状況を整理し、今後の武蔵野市における特別支援教育推進の方向性を探る手がかりとします。

(1) 特別支援学級に通学する児童・生徒数

【表1 特別支援学級に通学する児童・生徒数の推移】



【表2 <参考資料> 児童・生徒数の推移】



- 過去5年間、小学校では、各特別支援学級に通う児童数は増加傾向にある。特に、通級指導学級（情緒障害等）の児童数の増加傾向は顕著なものとなっている。
- 中学校では、通級指導学級（情緒障害等）に通う生徒数の増減の変化はあるものの、各特別支援学級に通う生徒数は、横ばいか微増の傾向にある。

(2) 特別支援学級及び個別支援教室の設置状況

【表3 武蔵野市における特別支援学級及び個別支援教室の設置の経緯】

	固定学級 (知的障害、肢体不自由、病弱)	通級指導学級 (難聴、言語障害、情緒障害等)	個別支援教室 (旧 本市独自の特別支援教室)
第一小			『のびのびルーム』H26～
第二小			『ステップルーム』H22～
第三小			平成27年度開設予定
第四小		はなみずき学級(情緒障害等) H19～ ・児童数42名	
第五小			『サポート教室つばめ』H26～
大野田小	むらさき学級(知的障害) S30～ ・児童数25名 いぶき学級(肢体不自由) S48～ ・児童数5名		『わくわく教室』H20～
境南小	いとすぎ学級(病弱) S48～ ・児童数1名 けやき学級(知的障害) S55～ ・児童数29名		『にじ』H22～
本宿小			平成27年度開設予定
千川小			『なかよし教室』H20～
井之頭小		かわせみ学級(情緒障害等) H26～ ・児童数17名	『ステップルーム』H20～
関前南小			『豆の木ルーム』H26～
桜野小		こだま学級(難聴) S45～ ・児童数9名 こだま学級(言語障害) S48～ ・児童数23名 こぶし学級(情緒障害等) S51～ ・児童数34名	
第一中		エコールーム(難聴) S59～ ・生徒数8名	
第二中		こぶし学級(情緒障害等) S54～ ・生徒数19名	
第三中			
第四中	群咲学級(知的障害) S31～ ・生徒数18名 いぶき学級(肢体不自由) S52～ ・生徒数2名		
第五中			
第六中	いとすぎ学級(病弱) S49～ ・生徒数1名		

※学級名称以降のSは昭和、Hは平成を表す。いずれも設置年度です。児童数・生徒数は平成26年度現在の数です。

- 市内小学校12校中5校と市立中学校6校中4校に特別支援学級が設置されている。
- 都内では設置数が少ない病弱(院内)学級(都内:小-5校、中-1校)が境南小学校と第六中学校に、肢体不自由学級(都内:小-9校、中-6校)が大野田小学校と第四中学校に設置されている。
- 情緒障害等通級指導学級が平成19年度に市内2校目として第四小学校に、また、平成26年度に市内3校目として井之頭小学校に開級した。
- 個別支援教室が平成20年度より小学校から設置され、平成26年度現在8校となっている。

(3) 市内における特別支援学級・個別支援教室の配置状況（平成27年度現在）

【図3 武蔵野市における特別支援学級及び個別支援教室の配置マップ】



(4) 学校支援人材の状況

【表4 武蔵野市における学校支援人材の状況】

学校支援人材名	概要
専門家スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害を専門とする大学教授等 ■小・中学校を年間6～8回程度訪問する。子どもの授業観察を行い、学校に対し対象となる子どもの行動の意味や指導上の工夫などについて専門的な助言を行う。
派遣相談員	<ul style="list-style-type: none"> ●教育支援センターの臨床心理士 ■小・中学校に週1回派遣している。学級担任や特別支援教育コーディネーターに対する助言を行うほか、子どもたちや保護者からの相談に応じる。
東京都スクールカウンセラー (SC)	<ul style="list-style-type: none"> ●臨床心理士 ■不登校やいじめの問題を解決し、問題行動の未然防止や解消のために、公立小・中学校に配置されている(週1回)。
スクールソーシャルワーカー (SSW)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉士・精神保健福祉士等 ■個々の子どもへの直接的な支援を行うだけでなく、日常生活を営む上で生じる様々な問題を解決するために必要な情報の提供、学校関係者と関係機関との連携の促進など包括的なソーシャルワーク(支援活動)を行う。
サポートスタッフ (SS)	<ul style="list-style-type: none"> ●臨床心理士資格等を目指し発達障害等について学んでいる心理学系の大学生・大学院生 ■人との関わり方に困難を抱える子どもに対して、派遣相談員等との連携を取りながら、授業中の個別支援に加え、休み時間や給食・清掃の時間などに支援を行い、学校生活への適応を図る。
ティーチングアシスタント (TA)	<ul style="list-style-type: none"> ●教職志望の大学生・大学院生 ■子どもたちの学習支援や教員の指導補助を行う。
個別支援教室指導員 (小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ●教員免許取得者 ■通常の学級での学習や行動に困難を示す子どもに対して、授業中に別室で個別指導を行うことにより、児童の学習上の課題の改善を図り、学級における学習適応を支援する。
特別支援学級介助員・指導補助員	<ul style="list-style-type: none"> ●教員免許取得者 ■小中学校特別支援学級(知的障害、肢体不自由、情緒障害等通級指導)に配置し、子どもたちの介助、学習支援など学級担任のサポートを行う。

- 学校支援人材、特に専門家スタッフ、サポートスタッフによる専門的、具体的、継続的な支援は、各学校における特別支援教育推進の大きな役割を果たしている。
- 教育支援センターからの派遣相談員は、年間を通して週1回(全日)担当校に配置され、学級担任や特別支援教育コーディネーター、子ども・保護者からの相談に応じるなどニーズは相当に高い。

今後は、各学校支援人材との連携協力体制をどのように工夫・構築し、さらに有効な活用に結びつけるかの方策を検討し、その具体化を図る必要がある。

3 特別支援教育に関する国や都の動向について

ここでは、特別支援教育に関する国や東京都の主な動向を整理し、今後の武蔵野市における特別支援教育推進の方向性を探る手がかりとします。

(1) 学習指導要領より

平成 20 年 3 月に告示された小学校及び中学校学習指導要領の総則には、「障害のある児童・生徒の指導」及び「家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流」において、指導計画の作成等に当たっての配慮すべき事項として、以下の内容を示しています。以下が、小学校学習指導要領の内容です。

障害のある児童の指導（第 1 章第 4 の 2（7））

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流（第 1 章第 4 の 2（12））

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

(2) 中央教育審議会における特別支援教育に関する特別委員会での報告より

平成 24 年 7 月、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。その報告が取り上げた主要項目は、次のとおりです。

- 共生社会の形成に向けて
- 就学相談・就学決定のあり方について
- 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上策

(3) 「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画-すべての学校における特別支援教育の推進を目指して-」より

平成 22 年 11 月、東京都においては上記第三次実施計画を策定しました。その具体策の一つとして、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置することにより、在籍校における支援体制を整備し、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図ることの重要性が示されています。

今後、特別支援教育の推進に当たっては、以上のような国や都における動向を踏まえながら、取組を進めていく必要があります。

4 武蔵野市の特別支援教育と今後の方向性について

以上、第2章の1、2、3においては、「武蔵野市特別支援教育推進計画」の6年間の成果や課題、本市の置かれた状況、国や都の動向などの視点から整理してきました。

その内容を踏まえ、第二期武蔵野市学校教育計画（仮称）策定委員会特別支援教育部会での議論を総括すると次のようになります。これらの内容は、今後の武蔵野市の特別支援教育推進の施策の方向性、各施策、具体的な取組を設定する上での基盤となるものです。

- 一人一人の教育的ニーズを把握し、学級での指導・支援をサポートする専門家スタッフや派遣相談員などを活用して、学校全体の専門性を確保するための体制づくりに努めます。また、通級指導学級と個別支援教室担当者との連携による通常の学級の指導・支援を進めます。さらに、管理職、教員の特別支援教育に関する専門性や指導技術の向上を図る研修の充実を図ります。
- 交流及び共同学習、副籍制度のさらなる充実・推進を図ります。
- 教育、医療、子育て、福祉などの関係機関、幼・保・小・中・高をつなぐ推進事業は、各組織での「点」としての教育支援に比重が置かれていた段階から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談を含めた「線」としての教育支援に、さらに、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援へ、その比重を移行していくためのシステムの構築、事業の実施を目指します。
- 都立特別支援学校のセンター的機能、大学・民間との連携・協力、医療、福祉、心理等の専門職など、社会全体の様々な機能を活用して一人一人のニーズに応じた教育が受けられるように努めます。
- 各施策の進捗状況について定期的に協議、評価し、改善の方向を探る各関係機関の連携による協議会を設置していきます。
- 子どもの実態に応じた特別支援学級の教室の形態や学級配置のあり方について検討し、多様化する教育的ニーズに対応できるよう施設配置に取り組みます。
- ◆ なお、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築の環境を整えるとともに「合理的配慮」を行う前提として、学校に求められている以下の内容についても、各施策の実施の際の視点として検討していきます。
 - (ア) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する教育
 - (イ) 一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育（確かな学力の育成を含む）
 - (ウ) 健康状態の維持、改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくる教育
 - (エ) コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育
 - (オ) 自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育
 - (カ) 自己肯定感を高めていく教育

第3章 具体的な取組

第3章では、第二期学校教育計画に示されている特別支援教育関連の「施策の方向性」「施策12～15」「主要事業・取組」の各事項について、第二期の5年間に何を目標として、具体的にどのような取組を実施するかを示します。

主な内容としては、施策の方向性、4つの施策、取組の体系、具体的な取組内容となります。

1 武蔵野市特別支援教育推進のための施策の方向性と4つの施策について

【施策の方向性】

保護者・園・学校そして関係機関との切れ目のない連携づくりのもとに、子どもたち一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校教育修了までを見通した適切な指導及び必要な支援の推進・充実を図ります。併せて、インクルーシブ教育システムの構築も見据え、学習指導要領や障害者基本法の趣旨に基づく「交流及び共同学習」、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取組の検討・実施に努めます。

これらの施策を通して、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共に生き、共に育ち、支え合う共生社会の実現に寄与する武蔵野市の特別支援教育を推進します。

【4つの施策】

施策12 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

子どもたちの可能性を最大限に伸長するために、一人一人の教育的ニーズに対応した専門的な指導の充実を図ります。そのために子どもたち、保護者等のニーズを把握し、そのニーズを反映した学級での指導・支援、学級をサポートするための専門家スタッフや派遣相談員、都立特別支援学校のセンター的機能等を活用した学校全体としての体制づくりや専門性の確保、通級指導学級及び個別支援教室担当者による通常の学級等の指導・支援、及び教員の特別支援教育に関する専門性向上等を図る研修の推進に努めていきます。

また、「交流及び共同学習」の実施に当たっては、それぞれの子どもたちが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感もてるような実施計画の作成や円滑に効果的に活動を推進するための支援員等の配置も検討していきます。

施策 13 早期からの一貫した相談・支援の充実

将来の社会的自立に向けて、様々な教育的ニーズをもつ子どもたちがその能力や可能性を一層伸長していくことができるよう早期からの発達段階に応じた適切な情報提供及び一人一人の気持ちをくみとる場や相談できる場の提供等、相談体制を整備していきます。また、入園、入学、入学後、転校、卒業などによって途切れることのない相談・支援やその間の教育、保健、福祉、医療や市の関係機関における継続的な連携にも努めていきます。

施策 14 子どもたちの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築

子どもたちの多様なニーズに的確に答えていくためには、教員だけの対応だけでは限界があります。校長のリーダーシップのもと学校全体で対応するとともに、医療・福祉・心理などの専門職の活用、大学・民間との提携・協力体制の充実等、各学校がおかれた地域の教育資源の組み合わせにより地域全体で子どもたちを支えていくことが必要になります。そのための新たな連携体制の構築に努めていきます。

また、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学級への巡回指導を継続的・計画的に実施し、指導力の向上を図ります。

さらに、「これまでの就学指導中心の『点』としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談を含めた『線』としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した『面』としての教育支援を目指すべきであること（前掲中央教育審議会報告 P6）」の提言を具体化する検討と実施に努めます。

なお、各関係機関等との連携状況について相互に報告、検討し合い、改善策を協議することを目的とした「武蔵野市特別支援教育推進協議会」を見直し、実施に向けた検討を行います。

施策 15 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

就学支援シートを活用した幼・保・小との連携を一層推進するとともに、可能な限り幼・保・小・中学校に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、各段階における子どもたちの成長の記録や生活の様子、指導内容等に関する情報を記録し、必要に応じてその取扱いに留意しつつ、関係機関が共有できる「学校生活支援ファイル」を作成します。

また、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」で示された「特別支援教室構想」の動向や小学校情緒障害等通級指導学級や知的障害学級の在籍児童数の増加の現状、今後の教育人口の推計等を踏まえ、計画的な特別支援学級の検討・設置を進めていきます。それと同時に、個別支援教室（小学校 12 校中 8 校設置）の新たな教室設置についても年度ごとに検討・設置を進めていきます。

武蔵野市における特別支援教育の推進イメージ

小・中学校の取組

特別支援教育推進体制の構築

○特別支援教育コーディネーター連絡会【施策 14】

各学校で特別支援教育推進の中心となっている教員（特別支援教育コーディネーター）を対象として、研修や情報交換を行い、校内の特別支援教育の充実につなげます。

○特別支援学級設置校連絡協議会・運営委員会【施策 14】

特別支援各学級の指導内容・方法について情報交換をするとともに、課題や改善について協議します。

専門性の確保

○専門家スタッフ【施策 12・13・14】

発達障害を専門とする大学教授等が小・中学校を年間6～8回訪問。授業観察を行い、対象の子どもの行動の意味や指導上の工夫などを学校に助言します。

○派遣相談員【施策 12・13】

教育支援センターの臨床心理士を全小・中学校に週1回派遣。学級担任やコーディネーターに助言を行うとともに、子どもたちや保護者からの相談に応じます。

○都スクールカウンセラー【施策 12・14】

不登校・いじめ問題の解消や防止のため、全小・中学校に週1回配置されています。

○スクールソーシャルワーカー【施策 13】

教育支援センターに1名配置。子どもたちの抱える問題の解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関の連携・調整を行います。

○校内委員会の運営【施策 12】

特別支援教育コーディネーターを中心に、専門家スタッフの助言や保護者の意見を取り入れながら、具体的な支援策を協議し、学校全体の協力体制を組みます。

○特別支援教育コーディネーター【施策 12】

各学校で2名以上の教員を指名。関係機関との連絡調整、保護者の相談窓口、担任の先生への支援など特別支援教育の中心となって活動しています。

○教員の専門性の向上【施策 12】

発達障害のある子どもの特性の理解や指導・支援の方法などを研修し、理解を深めています。

○個別指導計画・学校生活支援シート（個別の教育支援計画）【施策 12・15】

対象となる子どもの教育的ニーズに応じた指導を行うため、学校と保護者が協力して計画・シートを作成します。

特別支援学級（固定）の運営【施策 12・15】

学習面や対人関係など個に応じた指導を毎日行います。知的障害（小2・中1校）、肢体不自由（小・中各1校）、病弱（小・中各1校）の各学級を運営。個別指導や小集団指導に加えて通常学級との交流を進めています。

一人一人の教育的ニーズに応じた支援

○サポートスタッフ【施策 12・14】

臨床心理士等を目指す大学生・大学院生が人との関わり方に困難を抱える子どもに対して、授業中の個別支援や、休み時間、給食、清掃の時間の支援を行い、学校生活への適応を図ります。

○ティーチングアシスタント【施策 12・14】

教職志望の大学生が子どもたちの学習支援や教員の指導補助を行います。

○通級指導学級【施策 12・15】

通常は学籍のある学校（学級）で学習している子どもが、週1回程度、決められた日時に通い、個別指導や小集団指導を受ける学級です。難聴（小・中各1校）、言語障害（小1校）、情緒障害等（小3・中1校）を設置。

○個別支援教室【施策 12・15】

学習面や集団行動面で困難さを抱える子どもを対象に、別室で指導員が個に応じた指導をします。（平成26年度実施校小学校8校）

連携体制の構築

○都立特別支援学校との連携【施策 14】

センター的機能による巡回相談、助言、講師派遣を受けています。

○交流及び共同学習【施策 12・14】

特別支援学級と通常の学級との交流促進や副籍制度の充実に取り組んでいます。

○幼・保・小の連携【施策 13・15】

入学前の子どもの情報を学校へ引き継ぐ就学支援シートを活用するとともに、就学前後の相談体制の充実を図ります。

子ども・保護者のニーズ

◆ 武蔵野市特別支援教育推進のための具体的な取組の体系図

【施策12】 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

1 校内における特別支援教育推進のための体制の強化

- (1) 校内委員会の活性化
- (2) 特別支援教育コーディネーターの育成と専門性の向上
- (3) 「個別指導計画」「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用

2 特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組

- (1) 各学校の特別支援教育を支援する専門家スタッフの派遣と活用の充実
- (2) 相談・支援の充実を図る派遣相談員・スクールカウンセラーとの連携・協力の推進
- (3) 個別支援を中心としたサポートスタッフ等の派遣と活用の充実

3 特別支援学級の指導・支援の充実と通常の学級への支援体制の検討と実施

- (1) 特別支援学級教員の専門性の向上と授業改善の推進
- (2) 交流及び共同学習の計画的・組織的な推進
- (3) 通級指導学級と通常の学級の連携強化

4 個別支援教室の指導・支援の充実と在籍学級との校内連携の推進

- (1) 個別支援教室指導員の専門性の向上
- (2) 個別支援教室と担任・保護者・学校支援人材との連携

5 管理職のリーダーシップの発揮と教職員の専門性の向上

- (1) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営
- (2) 特別支援教育・教育相談に関する市独自の研修会の実施
- (3) 教員の研修ニーズに対応した校内研修会の実施

【施策13】 早期からの一貫した相談・支援の充実

1 教育支援センターの相談・支援機能の充実

- (1) 教育支援センターの機能の充実
- (2) 学校派遣相談支援の充実
- (3) スクールソーシャルワーカーの効果的活用

2 「就学前の相談」と「就学後の相談」体制の充実

- (1) 教育支援委員会（仮称）の設置の検討
- (2) 柔軟な「就学後の相談」体制の充実

3 関係機関の連携による子ども・子育て支援の充実

- (1) 保護者や地域への理解・啓発活動の促進
- (2) 専門機関との連携による学校支援の充実
- (3) 地域リハビリテーションの理念に基づいた支援の検討

【施策14】 子どもたちの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築

1 都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実

- (1) 特別支援学校と連携した教育内容・指導方法の工夫・充実
- (2) 副籍制度の充実

2 大学・民間との提携・協力体制の充実

- (1) 学校支援人材に関する大学との提携・協力
- (2) 子育て経験者・NPOなどの地域人材の活用
- (3) 子どもたちの社会参加・自立の意欲を培う系統的・計画的な活動の推進

3 医療・福祉・心理などの専門職の活用

- (1) 多様な学びの場における専門家スタッフの活用
- (2) 医療・福祉などの専門的な資格を有する人材の活用

4 特別支援教育推進のための体制づくり

- (1) 特別支援教育推進委員会のあり方の見直しと新しい体制づくり
- (2) 特別支援学級設置校連絡協議会及び運営委員会の充実

【施策15】 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

1 特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する就学前機関と各学校間の連携強化

- (1) 就学支援シートを活用した幼・保・小の連携
- (2) 幼・保・小及び小・中学校との連携プログラムの検討

2 個別支援教室や特別支援学級の適切な配置

- (1) 個別支援教室のさらなる拡充の検討
- (2) 特別支援学級の適切な配置の検討
- (3) 特別支援学級担任による巡回指導の検討と実施

施策12

特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

【施策12】とその主要事業・取組事項の体系

【施策12】 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

1 校内における特別支援教育推進のための体制の強化

- (1) 校内委員会の活性化
- (2) 特別支援教育コーディネーターの育成と専門性の向上
- (3) 「個別指導計画」「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用

2 特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組

- (1) 各学校の特別支援教育を支援する専門家スタッフの派遣と活用の充実
- (2) 相談・支援の充実を図る派遣相談員・スクールカウンセラーとの連携・協力の推進
- (3) 個別支援を中心としたサポートスタッフ等の派遣と活用の充実

3 特別支援学級の指導・支援の充実と通常の学級への支援体制の検討と実施

- (1) 特別支援学級教員の専門性の向上と授業改善の推進
- (2) 交流及び共同学習の計画的・組織的な推進
- (3) 通級指導学級と通常の学級の連携強化

4 個別支援教室の指導・支援の充実と在籍学級との校内連携の推進

- (1) 個別支援教室指導員の専門性の向上
- (2) 個別支援教室と担任・保護者・学校支援人材との連携

5 管理職のリーダーシップの発揮と教職員の専門性の向上

- (1) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営
- (2) 特別支援教育・教育相談に関する市独自の研修会の実施
- (3) 教員の研修ニーズに対応した校内研修会の実施

(1) 校内委員会の活性化

校内委員会は、子どもたちの実態を把握し、保護者や関係機関との連携のもと、個々のニーズに応じた指導や支援の内容、方法を検討して、学校全体でより適切な指導、支援をするための組織です。

今後は、校内委員会での支援のあり方やコーディネーターの役割をさらに明確化するとともに、開催の定例化、状況に応じた随時の開催と迅速な対応（状況に応じた必要メンバーで構成する等）を工夫するなど、校内委員会の活性化を図ります。

(2) 特別支援教育コーディネーターの育成と専門性の向上

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会の運営、子どもたちの実態把握、全教職員の理解促進、保護者、担任、外部支援人材、関係機関との緊密な連携を効果的に推進するためのキーパーソンです。平成26年度においては、市内小・中学校では、2～3名の複数配置に努め、12校が3名以上の配置体制となっています。

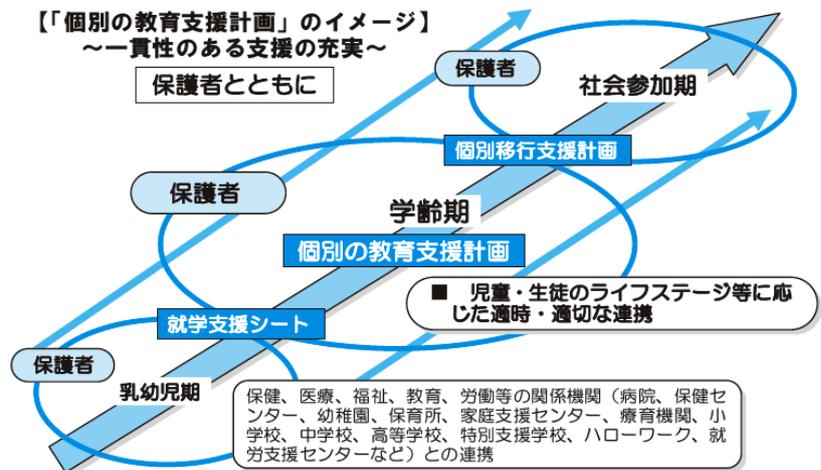
今後は、年3回の連絡会や研修会でのテーマを、各学校での成果や課題、要望を集約整理し充実した内容にすることで、各学校でコーディネーターがより効果のある役割を果たすことができるよう工夫していきます。

(3) 「個別指導計画」「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用

現行の学習指導要領では、指導目標・内容・方法を設定する「個別指導計画」「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を作成し、「個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」が明記されました。

今後は、さらに個々の障害の状態に応じて、関係機関と連携し、各学校の計画的、組織的な取組によって支援を充実させていきます。指導の目標の明確化、

一貫性、継続性を向上させるとともに、関係機関の連携や評価や改善につながる計画・シートの作成と活用を図ります。



《東京都教育委員会「これからの個別の教育支援計画」（平成26年3月）》

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
個別指導計画・学校生活支援シートの活用推進	特別支援学級設置校における活用推進	各学校における活用推進			検証

2 特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組

(1) 各学校の特別支援教育を支援する専門家スタッフの派遣と活用の充実

専門家スタッフの派遣は、平成20年度から市内全小・中学校において開始され、現在、小学校では1回4時間、年間6～8回、中学校では1回4時間、年間6回実施されています。専門家スタッフによるアドバイスは専門的、具体的、継続的であり、各学校の特別支援教育の理解・推進に重要な役割を果たしています。各学校においては、専門家スタッフの年間訪問計画、訪問日当日の日程、事前事後の資料を作成するなど、きめ細かな計画・準備・実施を図っています。

専門家スタッフ、派遣相談員、都のスクールカウンセラー（SC）の効果的な活用方法や内容について検討するとともに、専門家スタッフと学校間で指導・支援の方針を共有し、アドバイスを充実させるためのマニュアルシートを作成します。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
専門家スタッフの派遣と活用の充実	現状調査	マニュアルシートの作成			検証

(2) 相談・支援の充実を図る派遣相談員・スクールカウンセラーとの連携・協力の推進

市の派遣相談員は、平成18年度から全小学校に、平成19年度から全中学校に配置され、年間を通して週1回の学校支援を実施しています。また、当初は中学校のみであった都派遣によるSCも平成25年度から全小・中学校に配置されました。週1回の全日派遣であり、個々の子どもの状況に応じた専門的な視点からの指導上の助言、保護者相談への同席による相談上の助言など、期待感・信頼感が高まっています。

今後は、さらに派遣相談員やSCの存在、役割が子どもたちや保護者に伝わるよう、各学校における情報提供や広報の工夫を図るとともに、市派遣相談員と都派遣SCの連絡会を通して、効果的な連携と相談・支援活動への反映を図っていきます。

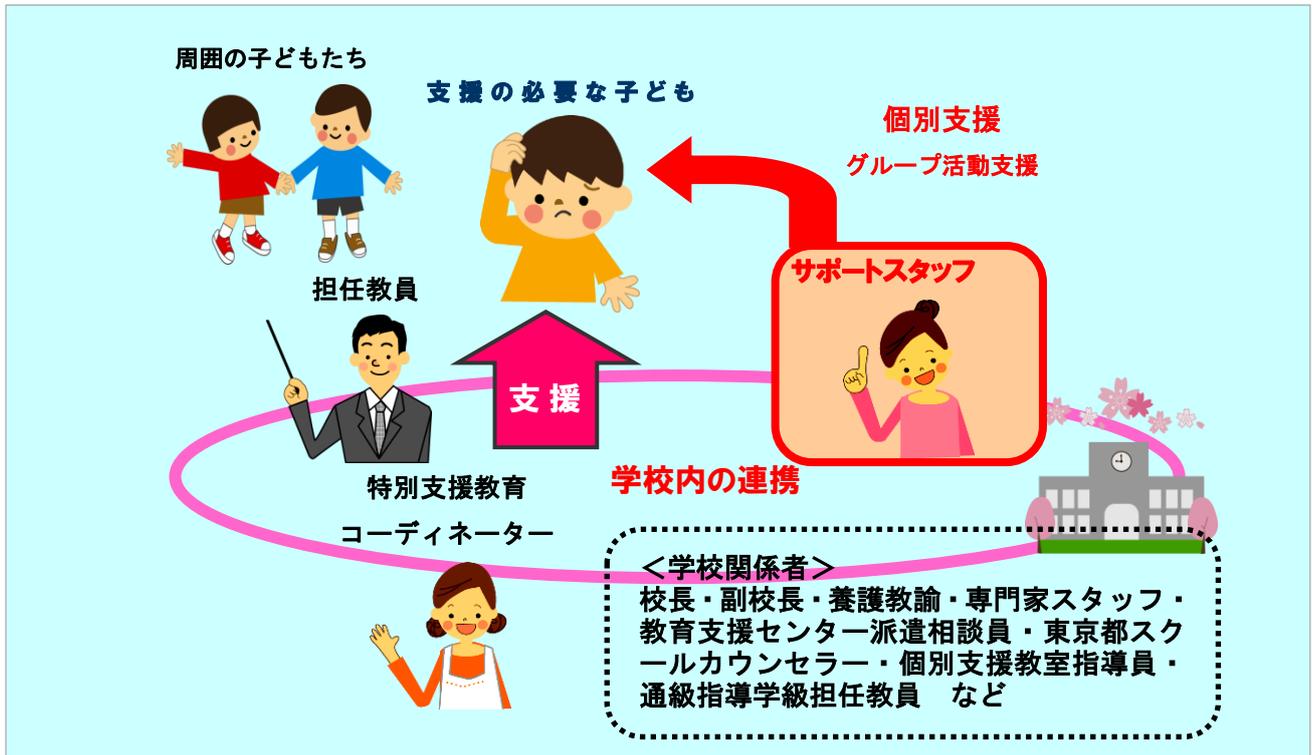
(3) 個別支援を中心にしたサポートスタッフ等の派遣と活用の充実

SS（サポートスタッフ）は、人との関わり方に困難さの見られる子どもを対象として、発達障害について専門的に学んでいる大学生・大学院生を各小学校からの要請に応じて派遣しています。また、TA（ティーチングアシスタント）は、学習面や集団行動面で困難さの見られる子どもを対象として、教職を志望する学生等を各小・中学校の状況に応じて派遣しています。

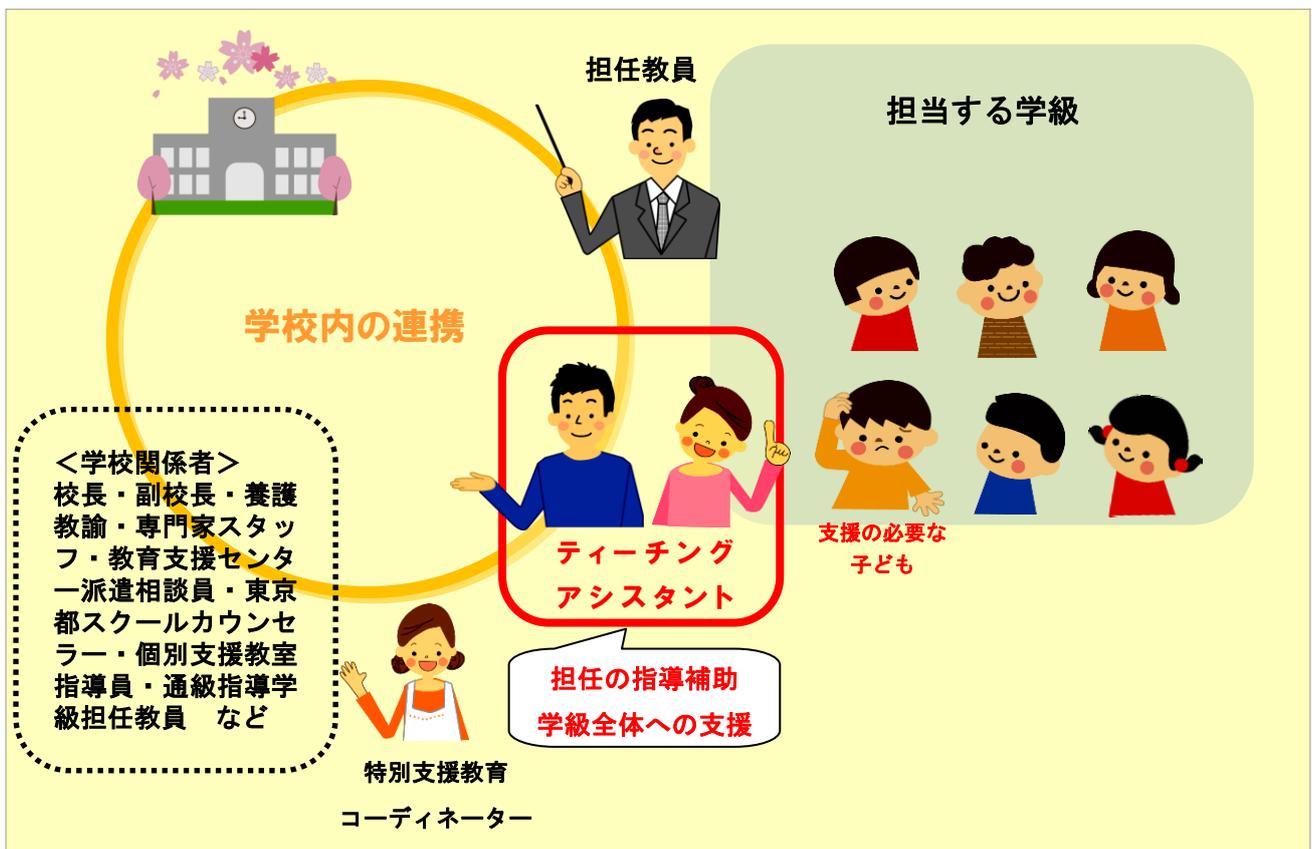
今後は、SS・TAともに活用の充実を図るために、特別支援教育や支援の実際、学校での動きに関する事前研修や年度中での定期的な研修会を実施するなど、派遣人材の資質向上や相談支援の場を検討していく必要があります。また、SS・TAと学校間で指導・支援の方針を共有し、サポートを充実させるためのマニュアルシートを作成します。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
SS・TA等の派遣と活用の充実	現状調査	マニュアルシートの作成			検証

サポートスタッフ（SS）の役割イメージ



ティーチングアシスタント（TA）の役割イメージ



(1) 特別支援学級教員の専門性の向上と授業改善の推進

特別支援学級担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性は特別支援教育を推進していく上で学校全体にとって大変重要な役割を果たしています。一方、子どもの数の増加に伴って若手教員が占める割合が高くなっていくことが予想されます。

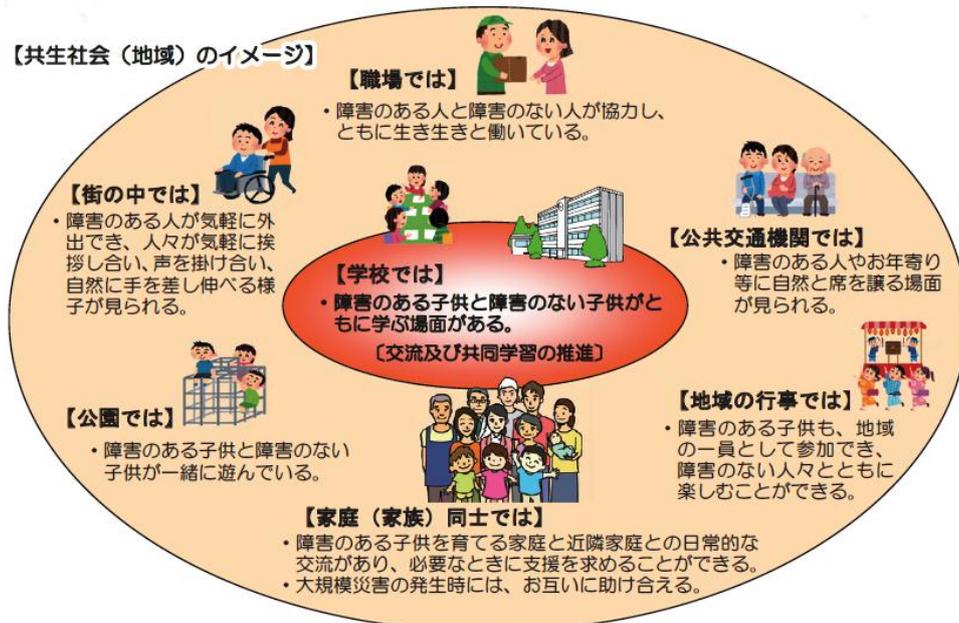
今後は、特別支援学級内におけるOJT体制の構築、都立特別支援学校のセンター的機能を一層活用した授業改善など、特別支援学級の専門性を確保する仕組みを検討し、向上を図っていきます。

(2) 交流及び共同学習の計画的・組織的な推進

交流及び共同学習は、小（中）学校学習指導要領解説総則編（文部科学省 平成20年8月）において、「児童（生徒）が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ場でもある」と、その重要性が示されています。また、その実施に当たっては、前掲中央教育審議会報告(P6)では、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である」と示されています。

今後は、上記の視点をもとに、これまでの交流及び共同学習の成果と課題を明確にしていきます。また、双方の子どもたちの教育的ニーズを十分に把握し、学習活動に参加している実感がもてるような実施計画の作成や効果的に活動を推進するための人的支援の拡充も検討するなど、校内の協力体制の構築を促進していきます。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
交流及び共同学習の推進	現状把握	体制検討		人的支援の拡充	



(3) 通級指導学級と通常の学級の連携強化

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」（平成22年11月）においては、特別支援教室の設置に伴い情緒障害等通級指導学級を設置する学校には、巡回指導・相談・小集団指導を実施する拠点校としての機能を求めています。

これまでも学年当初、各学期終了時などに在籍学校(学級) 訪問を実施し、その時点における双方の学級での児童・生徒の実態把握、個別指導計画の検討、その後の重点指導や支援内容の協議などを行っています。平成26年度からは、第四小学校「はなみずき学級」の教員による在籍校への巡回指導を試行的に実施しています。

今後は、都の特別支援教室構想との整合性を考慮しながら、学期途中においても在籍学校(学級) での子どもの状況や学級担任の要請に応じて随時訪問し、支援・相談に応じたり、通級指導学級での指導に反映できる体制を構築していきます。



《平成26年4月に開級した「かわせみ学級」小集団指導用の教室》

4 個別支援教室の指導・支援の充実と在籍学級との校内連携の推進

(1) 個別支援教室指導員の専門性の向上

市の個別支援教室は、平成20年度から小学校3校で開設、その後5校が加わり、平成26年度の段階では、小学校12校中8校で実施されています。一人一人の子どもの教育的ニーズに応じて、指導・支援を積み上げることから自己肯定感や学習意欲の向上につながっている、校内にあり在籍学級との連携がとりやすいなど、設置学校からの成果や期待が高まっています。

今後は、個別支援教室連絡会での情報交換、各校の個別支援教室環境の参観などの相互研修の場と機会の工夫を図ります。

さらに、都立特別支援学校のセンター的機能を一層活用し、定期的な巡回訪問による教材・教具の活用方法、通常の学級における支援に対する助言などを受けて、個別支援教室と在籍学級での指導の一貫性を確保できるように努めていきます。



《個別支援教室「わくわく教室」(大野田小学校)》

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
指導員の専門性の向上	検討	個別支援教室 連絡会の充実		特別支援学校と の連携強化	検証

(2) 個別支援教室と担任・保護者・学校支援人材との連携

個別支援教室の目的は、通常の学級に在籍する学習や行動に困難を示している子どもが、それらの困難を少しでも解消し、自分に自信をもち、学級で意欲的に取り組めるようにしていくことにあります。

今後は、そこでの支援を一層円滑に進めていくために、年間2～3回程度実施している個別支援

教室連絡会（参加者は、各設置校の副校長、特別支援教育コーディネーター、個別支援教室指導員、指導主事）の内容や方法を各学校や指導員の要望に応えるものになるよう一層工夫していきます。

また、対象の子ども、保護者と学級担任、学習指導員の相互の連携、専門家スタッフや派遣相談員、特別支援学校のセンター的機能を活用し、専門的な知見を取り入れていきます。あわせて、個別支援教室に関する子どもたちや保護者の理解を図っていきます。

5 管理職のリーダーシップの発揮と教職員の専門性の向上

(1) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営

特別支援教育が法的に位置付けられた際の通知「特別支援教育の推進について（通知）」（19文科初第125号）では、「校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である」と明示されました。

この趣旨を今後一層充実し、具体化していくためには、各学校における特別支援教育推進のための方針や具体策を明確にして、全校的な支援体制を整備し、組織的、計画的に進めていく必要があります。平成27年度には東京都教育委員会により全管理職を対象とした特別支援教育研修が実施されます。各校の特別支援教育推進の要となる校内委員会についても、適宜運営方法の改善を図っていきます。

(2) 特別支援教育・教育相談に関する市独自の研修会の実施

学習面や行動面で困難を示す子どもを含めた通常の学級の全ての子どもたちにとって学びやすい授業や集団づくりに関する研修ニーズが高まっています。

今後も、夏季休業中の特別支援教育研修会・教育相談研修会を継続するとともに、特別支援教育コーディネーター連絡会で各学校の特別支援教育に関する研修への要望を整理、検討し、その結果を研修内容に反映していきます。

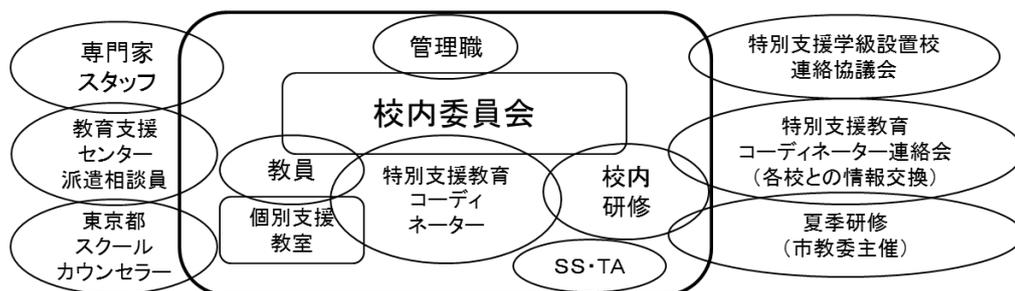
(3) 教員の研修ニーズに対応した校内研修会の実施

現在、定期的に学校支援に入っている専門家スタッフや派遣相談員を講師として、訪問日や夏季休業期間を利用して校内研修を実施している学校があります。

今後も各学校において、学校の状況を把握している派遣相談員やSC、専門家スタッフを活用した研修会の内容や方法の工夫し、教員のニーズに応じた研修会の充実を図る必要があります。

特別支援教育コーディネーター連絡会で年度末に各学校の研修会の状況を共有し、新年度の自校の研修会に反映していく機会を提供していきます。

《各校における特別支援教育推進体制イメージ》



施策13 早期からの一貫した相談・支援の充実

【施策13】とその主要事業・取組事項の体系

【施策13】 早期からの一貫した相談・支援の充実

1 教育支援センターの相談・支援機能の充実

- (1) 教育支援センターの機能の充実
- (2) 学校派遣相談支援の充実
- (3) スクールソーシャルワーカーの効果的活用

2 「就学前の相談」と「就学後の相談」体制の充実

- (1) 教育支援委員会（仮称）の設置の検討
- (2) 柔軟な「就学後の相談」体制の充実

3 関係機関の連携による子ども・子育て支援の充実

- (1) 保護者や地域への理解・啓発活動の促進
- (2) 専門機関との連携による学校支援の充実
- (3) 地域リハビリテーションの理念に基づいた支援の検討

1 教育支援センターの相談・支援機能の充実

(1) 教育支援センターの機能の充実

教育支援センターを地域における相談・連携の中核機関の一つとして、その機能を充実させ、市における連携システムを途切れることのない一貫性のあるものにしていくことや、市民の多様なニーズに応じ、気軽に相談できる体制づくりを進めていくことが求められています。そのためには、現在の相談体制の課題を整理し、より効果的な支援のあり方を検討するとともに、センターの相談員、適応指導教室の指導員、帰国・外国人教育相談室の相談員など、支援を担う人材の専門性の向上を図っていきます。

また、「子どもたちの望ましい発達を保障する幼児期の教育の充実を目指して～武蔵野市幼児教育振興研究委員会報告書～」(平成25年2月)の提言を踏まえて策定された幼児教育振興プログラムに基づき、乳幼児とその保護者の相談を充実させる必要があります。さらに、教育支援センターと幼稚園・保育園の連携のあり方について検討していきます。

(2) 学校派遣相談支援の充実

学校における教育相談の充実を図るため、教育支援センターの派遣相談員を週1回、全小・中学校へ派遣しています。

派遣相談員は、各校の子どもたち、保護者への相談支援をはじめ関係機関との相談・調整に当たるとともに、授業中の子どもたちの行動観察、教職員への助言、相談室便りの発行、校内研修会の講師などを行っています。

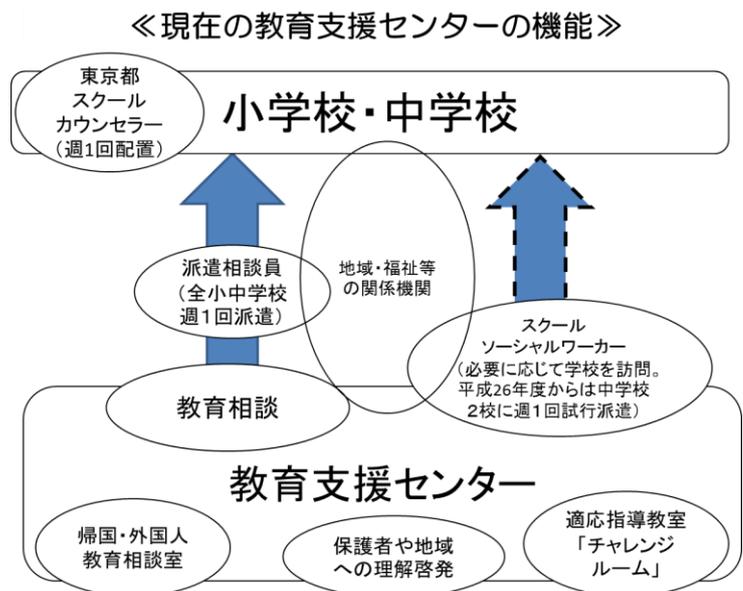
また、市内で重大事故や事件が発生した際には、子どもたち、保護者の心理支援をはじめ、教員や学校の対応支援のために緊急の学校派遣を行うなど、派遣相談員の役割はますます重要になってきています。

平成25年度には、都のSCが全校配置されたこともあり、各校での派遣相談員との相互の役割を明確にするとともに、日常的な連絡システムを充実させるなど、両者の連携協力体制を構築していきます。

(3) スクールソーシャルワーカーの効果的活用

個々の子どもが抱える様々な問題の多くは、心の問題だけではなく、その背景にある学校や家庭、地域社会など、子どもを取り巻く環境(社会)の問題が複雑に絡み合っています。このような場合には、学校だけで解決することが難しく、関係機関と連携して問題解決を図ることが必要となります。

これらのことから、平成22年度に福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー(SSW)を



教育支援センターに1名配置しました。SSWは、学校の派遣要請に応じて学校を訪問し、学校・家庭・関係機関をつなぐ役割を果たしつつ問題解決を図っています。また、平成26年度からは試行的に中学校2校へ週1回の学校派遣を行っています。

今後は、導入してからの成果と課題を明らかにして、一層、効果的な活用を図る必要があります。その際、SSWの複数名導入も含めて、学校派遣の定期的な実施を検討していきます。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
SSWの学校派遣	試行継続	→	本格実施	→	検証

2 「就学前の相談」と「就学後の相談」体制の充実

(1) 教育支援委員会（仮称）の設置の検討

特別な教育的ニーズのある子どもについて、その可能性を十分に発揮し、生き生きとした楽しい学校生活を送るため、どのような教育環境が望ましいのか、専門の相談員が丁寧な就学相談を行っています。保護者とともに児童・生徒の就学先を検討し、就学後の教育環境にも目を配っています。

中央教育審議会初等中等教育分科会にも示されているように、就学先決定時のみならず、就学後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、現在の就学支援委員会を発展させ、『教育支援委員会』（仮称）の設置について検討します。

【現在の就学支援委員会の構成】

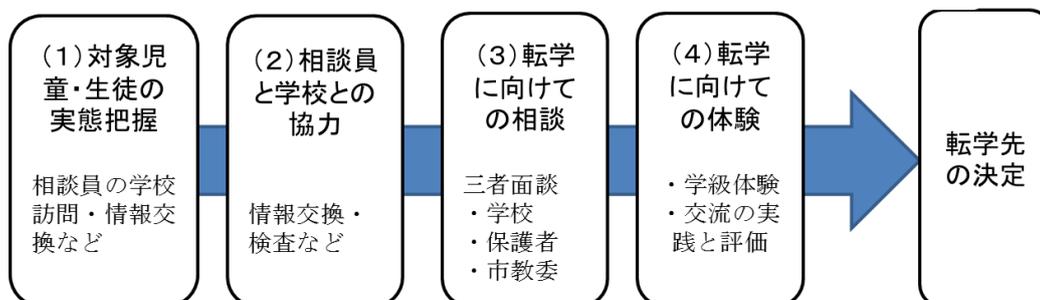
学校管理職、医師、特別支援学校教諭、特別支援学級担任、保育園園長、療育機関専門職、臨床心理士、指導主事、就学相談員、事務局等 35名程度

(2) 柔軟な「就学後の相談」体制の充実

平成25年度から試行的に「就学後の相談」も行っています。「就学前の相談」を受けた子どもについて、就学先の検討だけではなく、就学後の学校生活の適応状況を就学相談員が中心となり授業観察などで把握し、就学後の様々な状態について保護者や学校が就学相談員に相談できる体制づくりを進めています。これは、子どもの成長や発達に固定的ではなく、日々成長発達するものという考えのもとに、「就学前」だけではなく「就学後」の様子を細やかに見ていこうとするものです。

今後はさらに、療育機関の要となる地域療育相談室「ハビット」や学校医（精神科医）などとも連携し、就学後の児童・生徒の適応状況の把握を行います。

《就学後の相談の流れ》



(1) 保護者や地域への理解・啓発活動の促進

市教育委員会では、年2回、知的障害学級見学会、情緒障害等通級指導学級説明会を就学前幼児の保護者を対象として実施し、様々な学びの場があることを紹介しています。それらを通して特別支援学級でどのような指導が受けられるかなど保護者の理解が深まっていることから、その内容のさらなる充実を図ります。

また、前述の「就学後の相談」体制<施策 13-2 参照>にもあるように、就学支援委員会での判断は固定的ではなく、個々の子どもの成長発達段階に応じて、「就学後の相談」体制でサポートができることをPRしていきます。

教育支援センターでは、特別支援教育の正しい理解と啓発のため、講演会「子育て支援講座」を年2回開催するとともに、教育支援センターだよりを年2回発行しています。

また、パンフレット「自然災害が起こったときの心のケアについて」(平成23年3月)や「いじめの早期発見と早期対応のために」(平成24年9月)を臨時発行して、心のケアの大切さや相談支援の大切さについて情報発信しています。

今後、さらに保護者のニーズに応えられるよう、講演会の開催方法や講演内容などを工夫・改善するとともに、教育支援センターだよりの内容や発行方法の改善について検討していきます。

また、その時々々のニーズに応じた臨時パンフレットをタイムリーに発行し、保育園や幼稚園、学校、地域での活用を促進していきます。

(2) 専門機関との連携による学校支援の充実

前述の専門家スタッフ・派遣相談員・都SC・SS・TAなど学校支援人材の派遣を実施していきます<施策 12-2 参照>。

今後もこうした支援を継続し、地域療育相談室「ハビット」とともに前述の「就学後の相談」体制を活用し、学校や子どもたちのニーズの把握に努めます。

また、学校医(精神科医)の役割について、主治医と学校とのパイプ役、各学校の要請に応じたケース会議への参画と助言、また、医療的な診断・治療が必要な場合における医療機関への橋渡し役などの視点から検討していきます。

(3) 地域リハビリテーションの理念に基づいた支援の検討

武蔵野市第五期長期計画(平成24年~33年度)にも示されているように「地域リハビリテーション」の理念に基づき、本市では、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関するあらゆる組織、人が連携した継続的、体系的な支援を推進しています。

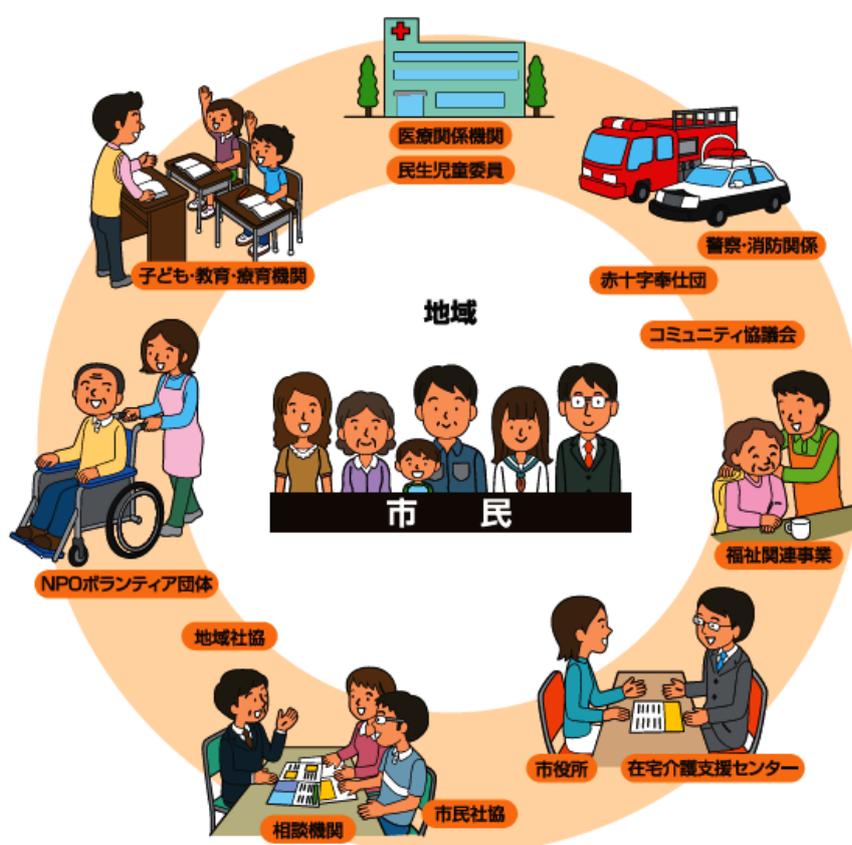


《教育支援センターだより<14号1頁目>年2回発行(4頁仕立て)。教育支援センターの紹介と子育て支援講座の要約を掲載》

福祉・子ども・教育など多分野にまたがる子ども施策について、地域リハビリテーションを推進する庁内横断的組織「地域リハビリテーション子どもチーム」（平成27年度から「子ども支援連携会議（仮称）」に改組予定）も活用し、教育分野だけにとどまらず、母子保健・医療・福祉など他機関との連携を強化します。平成21年度から活用を始めた就学支援シートも、「地域リハビリテーション子どもチーム」で検討を重ね、作成しました。

今後、地域社会全体で子どもを支えていくためにも、「子ども支援連携会議（仮称）」と連携して、支援をする側・支援を受ける側のどちらから見ても、わかりやすい相談体制の構築、ライフステージごとに支援内容を記録する相談サポートツールの検討、関係機関との合同研修などを進めていきます。

《地域リハビリテーションを推進する関係機関の連携イメージ》



施策14

子どもの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築

【施策14】とその主要事業・取組事項の体系

【施策14】 子どもたちの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築

1 都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実

- (1) 特別支援学校と連携した教育内容・指導方法の工夫・充実
- (2) 副籍制度の充実

2 大学・民間との提携・協力体制の充実

- (1) 学校支援人材に関する大学との提携・協力
- (2) 子育て経験者・NPOなどの地域人材の活用
- (3) 子どもたちの社会参加・自立の意欲を培う系統的・計画的な活動の推進

3 医療・福祉・心理などの専門職の活用

- (1) 多様な学びの場における専門家スタッフの活用
- (2) 医療・福祉などの専門的な資格を有する人材の活用

4 特別支援教育推進のための体制づくり

- (1) 特別支援教育推進委員会のあり方の見直しと新しい体制づくり
- (2) 特別支援学級設置校連絡協議会及び運営委員会の充実

(1) 特別支援学校と連携した教育内容・指導方法の工夫・充実

都立特別支援学校は、センター的機能により様々な地域支援の施策を行っています。多様な障害に対応する専門性のある特別支援学校教員による相談・情報提供機能を活用して、障害の状況などの実態把握、障害のある子どもとの接し方や指導・支援について、各学校からの要請に応じて学びの場を提供することが可能となりました。

現在、すでに実施している就学支援委員会、個別支援教室連絡会、特別支援教育コーディネーター一連絡会における指導・支援についての相談・助言に加えて、各学級の授業観察や各学校の校内研修会への要請訪問の推進に努めるなど、さらなる連携強化を図っていきます。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
特別支援学校との連携	授業観察 要請訪問		連携体制の 充実		検証

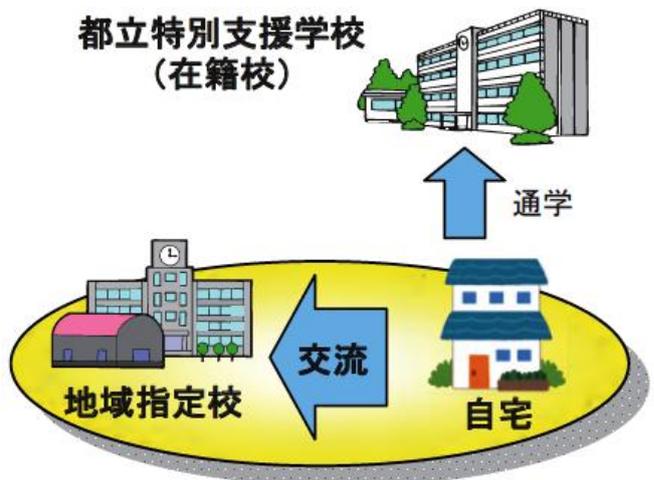
(2) 副籍制度の充実

副籍制度とは、「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る」ことを目的として、平成19年度から実施されている制度です。具体的には、対象の子どもに学校だよりや学校行事の案内などの配布、行事や学級活動を通して、交流及び共同学習を実施しています。

副籍制度の実施により、障害のある子どもや保護者が居住する地域との連帯感を深めたり、地域の様々な情報を得たりすることで必要な支援を得る場や機会が広がることも期待できます。

また、地域指定校の児童・生徒にとっては、特別支援教育や障害に対する正しい理解と認識を深め、同じ社会に生きる人間として、お互いに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができます。

平成27年度からは都立特別支援学校への入学者全員が原則として副籍をもつことを前提に、市の就学相談の段階で地域指定校が決定されます。今後は「気持ちがつながっていると感じられる」交流活動の内容や方法の工夫、東京都教育委員会の「副籍ガイドブック」（平成26年3月）を参考にするなどして、副籍事業の取り組みを集約した交流事例集を作成するなど、副籍制度の充実に努めていきます。



≪東京都教育委員会リーフレット「副籍制度の充実のために」
(平成26年3月)≫

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
副籍制度の充実	入学者全員が 副籍取得	交流事例の 調査		交流事例集 の作成	検証

(1) 学校支援人材に関する大学との提携・協力

個々の子どものニーズに応じたよりきめ細かな支援を実施していくためには、臨床心理学や発達障害について学んでいる学生の活用も重要となります。学校にとっては、子どもたちの実態把握、授業を進める際の補助、休み時間の相談相手や遊び相手、安全確保の見守りとして、また、学生にとっても、直接子どもと関わる貴重な経験ができ、今後の進路にとっても大きな意味をもっています。具体的には、大学1・2年生はTAとして、また、3年生以上はSSとし担任や学校と連携・協力して、個々のニーズに応じたきめ細かな支援の充実のために、その専門性を発揮してもらいます。平成24年度に武蔵野大学と「教育インターンシップ実施に係る協定」を締結し、同大学のインターンシップ生が通級指導学級に入って実習をしている事例もすでにあります。

今後は、受け入れ時における大学担当者、教育委員会担当者、学校側関係者、学生を交えた支援の具体策の共通理解、支援開始後の大学や教育委員会担当者による支援活動の観察と助言を行うなどの連携強化が重要となります。

また、TA・SS研修会を実施し、各学校での活動状況、成果のあった取組などの情報交換や悩みへのアドバイスの場などを設けて、その後の支援活動の充実に努めます。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
大学との提携・連携	連携強化の方法の検討		連携体制の充実		検証

(2) 子育て経験者・NPOなどの地域人材の活用

これからの社会においては、学校からの求めに応じて地域活動をリードする人々が、様々な行事において障害のある子どもと障害のない子どもたちがふれ合う機会を設定していくことが大切になります。こういった活動計画の作成段階において、障害のある人や子育て経験のある先輩保護者の経験やアイデアを取り入れ、よりよい交流活動にしていくことが求められます。

子育てをしていく上での様々な疑問や悩みをもつ保護者に寄り添って話を受け止めたり、今までの経験や知見を伝えたりするサポート活動も期待されます。

一方、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、サポート活動を行う方々の子どもの頃とは大きく異なってきています。具体的には、安全・安心への配慮の仕方や子どもの特性に応じた支援のあり方について一定程度の知識や専門性も必要となります。

そのため、「教育支援人材認証制度」の導入やNPOなどの活用について、研究・検討していきます。

(3) 子どもたちの社会参加・自立の意欲を培う系統的・計画的な活動の推進

小学校の特別支援学級（固定学級）では、買い物学習、図書館の活用、遠足・宿泊活動、中学校特別支援学級との交流活動、中学校では、作業学習、職場見学活動、移動教室、小学校特別支援学級との交流活動など様々な体験活動を実施しています。

今後は、様々な体験活動を通して、達成感や自己有用感を味わわせるとともに、自分の将来像のイメージをもつことができるなど、主体的に将来の進路を決定できる力を培う視点から小学校・中

学校の計画的な指導の下で段階的に繰り返し学習し、定着させるよう指導の工夫が必要です。

そのためには、現在実施している体験的な活動の見直しや新たな活動の組み込み、小学校・中学校で系統性のある指導の計画作成などを推進していきます。

3 医療・福祉・心理などの専門職の活用

(1) 多様な学びの場における専門家スタッフの活用

専門家スタッフによる巡回指導は、通常の学級に在籍している特別な配慮が必要と思われる子どもを対象として、専門的な立場から行動観察を通して、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校が的確に指導ができることを目指して行われています。

全ての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、外部人材としての専門家スタッフや都立特別支援学校のセンター的機能をより一層活用し、学校全体としての専門性を向上させていくことが必要となります。

今後は、従来の通常の学級への支援に加えて、通常の学級以外の場面の様子も観察し、助言を得ていく必要があります。

特に個別支援教室は、平成26年度から従来の5校に新たに3校を加えた8校（小学校12校中）で実施していることから、この教室での様子や通級指導学級における様子も併せて観察し、学校全体での支援体制について専門家スタッフからの支援・助言を得て子どもたちが安心して学べる校内体制を強化します。

また、専門家スタッフを講師として、訪問日や夏季休業期間等を利用した校内研修の実施を推進します。

(2) 医療・福祉などの専門的な資格を有する人材の活用

より多様な子ども一人一人のニーズにきめ細かく、的確に応えていくためには学校だけの対応では限界がある場合があります。現在も学校や保護者からの要望も高い、専門家スタッフ、派遣相談員、SC、SSW、医師及びPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）などの専門家の協力を得ています。これらの専門家が教員や保護者に指導や支援の仕方をアドバイスしたり、各種療法の研修を実施したりすることで、障害のある子どもへの支援を充実させていきます。

4 特別支援教育推進のための体制づくり

(1) 特別支援教育推進委員会のあり方の見直しと新しい体制づくり

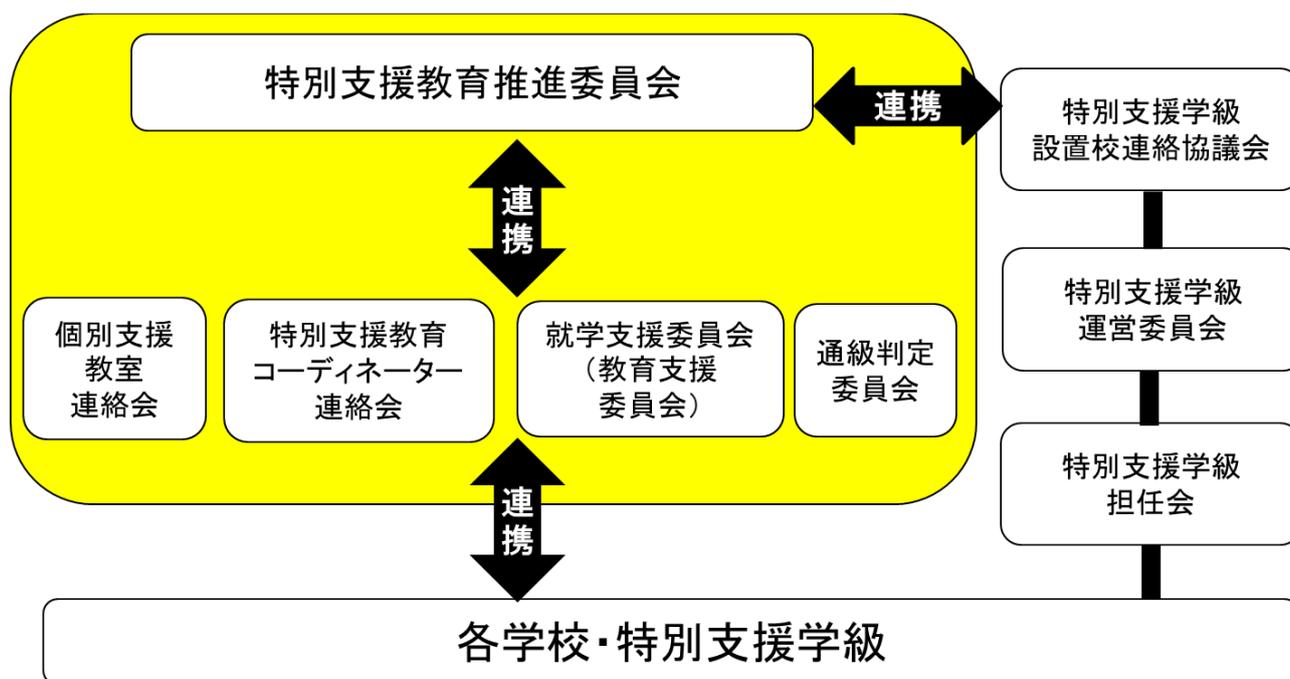
保護者・園・学校そして関係機関との切れ目のない連携づくりのもとに、子どもたち一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校卒業後までを見通した適切な指導と必要な支援の充実を図ることが重要となります。

今後は、本市の特別支援教育に関する推進計画や体制の整備、進行管理、改善に向けての具体的な方針などについて検討・協議する「特別支援教育推進委員会」のあり方の見直しが必要となります。本アクションプランの進行管理の仕組みをつくるとともに、従来の関連委員会も含めて所掌事

項や委員構成を見直し、新しい体制づくりを進めていきます。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
特別支援教育推進体制づくり	アクションプランの進行管理の仕組みづくり	特別支援教育推進委員会の見直し		推進体制の充実	検証

《武蔵野市における特別支援教育推進体制イメージ》



(2) 特別支援学級設置校連絡協議会及び運営委員会の充実

① 特別支援学級設置校連絡協議会

特別支援学級設置校連絡協議会は、特別支援学級設置校の9校の校長と指導主事、教育支援課の担当者により、市全体の特別支援教育の状況、各特別支援学級の現状と課題についての情報交換や協議を行っています。

今後は、連絡協議会において、障害種別に関われる学級運営委員会や担任会における教員の専門性向上の取り組みを把握するとともに、校長の特別支援教育や障害に関する認識を深めるための研修の実施について検討・協議をするなど、本会の充実を図っていきます。

② 特別支援学級運営委員会

特別支援学級担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内に与える影響は相当に大きいといえます。一方、児童・生徒の増加に伴って若手教員が占める割合が高くなっていくことが予想されます。

このような状況の中で、同障害種の学級が定期的実施している運営委員会や担任会は、その役割がますます大きくなっています。限られた回数、時間の中で、効率的、効果的に情報を共有するとともに、開催場所をローテーションして、各学級での環境設営や教育活動の工夫などを共有する研修の場を設けるなど、会運営のあり方を検証・改善しながら、計画的に実施するよう促進していきます。

施策15

多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

【施策15】とその主要事業・取組事項の体系

【施策15】 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

1 特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する就学前機関と各学校間の連携強化

- (1) 就学支援シートを活用した幼・保・小の連携
- (2) 幼・保・小及び小・中学校との連携プログラムの検討

2 個別支援教室や特別支援学級の適切な配置

- (1) 個別支援教室のさらなる拡充の検討
- (2) 特別支援学級の適切な配置の検討
- (3) 特別支援学級担任による巡回指導の検討と実施

(1) 就学支援シートを活用した幼・保・小の連携

前掲中央教育審議会報告(P6)では、「可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である」と一貫した支援の必要性を述べています。

「就学支援シート」「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」「個別指導計画」は、一人一人の教育的ニーズに応じた適時・適切な支援が乳幼児期から学校卒業後まで受けることができるよう、個に応じて作成・活用されることが期待されています。

平成21年度に作成した就学支援シートも年々活用件数が増加し、平成25年度では233件となっていることから、保護者や就学前機関の認知度は高まっています。現在、小学校での実際の活用状況の実態を把握し、市教育委員会からの配布時期を早めるなどの対応を行っているところです。今後は、さらに保護者への就学支援シートの役割の周知、小学校段階での活用の実態把握に努め、活用方法の充実を図ります。

また、地域療育相談室「ハビット」においては、先輩保護者の体験談を聞く場などを設けており、就学相談や入学後の状況などを保護者が把握できる仕組みができて

きています。さらに、市内の関係部署で構成する「地域リハビリテーション子どもチーム」(平成27年度から「子ども支援連携会議(仮称)」に改組予定)などの横断的な組織もあります。これら関係機関との連携を図り、就学前、就学後の各種情報が児童・生徒一人一人のきめ細かな指導につながるよう「学校生活支援ファイル」の導入を検討していきます。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
学校生活支援ファイルの導入	各シート・計画の活用推進	各シート・計画の効果的活用の検討	学校生活支援ファイルの導入		

(2) 幼・保・小及び小・中学校との連携プログラムの検討

幼・保・小の連携として、教員が幼稚園、保育園を訪問して子ども様子や具体的な指導・支援の方法を聞いたり、障害の状態を把握したりしている小学校があります。また、生活科の学習などで就学予定の子どもたちを小学校に招き、第一学年の子どもたちが学校案内したり、ゲームをしたりして、子ども同士の交流を深めている学校もあります。さらに、就学支援シートや幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録を活用し、幼保連絡会などを実施して、就学前の情報を引き継ぎ、就学後の支援に役立てている学校もあります。

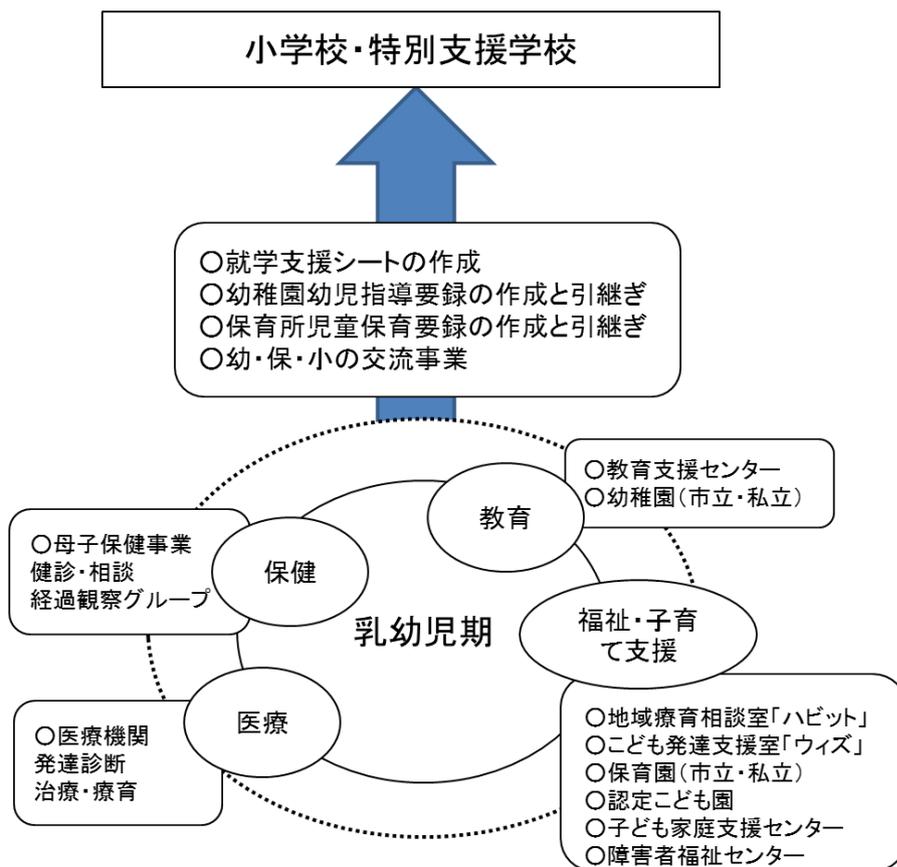
《就学支援シート》

小・中連携としては、教員相互の授業参観・協議会、小学校6年生の中学校の授業や施設の見学、中学校生徒会役員による小学校訪問説明会などが行われています。

今後は、子どもの育ちをつなげていく視点から幼・保・小の連携体制を構築していくために、各学校の取組を整理し、取組情報の発信と共有化、各学校の独自プログラムの作成を検討し、その実現を図っていきます。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼保小連携プログラムの推進	各校取組の整理	取組情報の発信と共有	プログラムの検討	実施	

《保健・医療・福祉と教育の連携（幼少期～小学校）イメージ》



2 個別支援教室や特別支援学級の適切な配置

(1) 個別支援教室のさらなる拡充の検討

個別支援教室は、平成20年度から小学校3校で開設、その後5校が加わり、平成26年度段階においては、小学校12校中8校で実施されています。

一人一人の子どものニーズに応じ、つまづいているところに戻って指導や支援を積み上げることから、自己肯定感や学習意欲の向上につながっている、校内にあり在籍学級との連携がとりやすいなど、設置学校からの成果や期待が相当に高くなってきています。

今後は、市内小学校への設置の拡充と中学校における個別支援教室の設置の可能性と効果の検討を進めます。

一方、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」（以下「第三次実施計画」）において、今後

全ての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、在籍校における支援体制を整備し、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図ることが提唱されています。本市の個別支援教室の位置付け、指導・支援内容を整理し、役割を明確にしていきます。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
個別支援教室の拡充	拡充設置	→ 運営	→ 効果検証	→	→

(2) 特別支援学級の適切な配置の検討

① 知的障害学級、肢体不自由学級

両学級の子どもたちの数は、その変化が微増であり、当面は現行どおり知的障害学級（小学校2校、中学校1校）、肢体不自由学級（小学校1校、中学校1校）として運営します。

境南小学校知的障害学級「けやき学級」は、市の西部地区に設置されています。また、市の東部地区に位置する大野田小学校には、知的障害学級「むらさき学級」、肢体不自由学級「いぶき学級」が設置されており、当該小学校の学区をもつ第四中学校にも知的障害学級「群咲学級」、肢体不自由学級「いぶき学級」が設置されています。

既存の知的障害学級のスペース不足、将来的に特定地域での子どもの増加が顕著となる、またはスクールバスの運行が困難になるなどの可能性がある場合には、新たに知的障害学級の設置について検討します。

② 病弱（院内）学級

病弱（院内）学級は、武蔵野赤十字病院に入院している小学生・中学生のために病院内に「いとすぎ学級」を設置しています。「いとすぎ学級」は、小学校は平成25年に、中学校は平成26年に40周年を迎えました。

医療技術の進歩とともに、入院日数は減少してきているものの、心療内科系の入院する子どもたちが増加傾向にあり、引き続き現行どおり小学校1校・中学校1校として運営します。



《武蔵野赤十字病院内のいとすぎ学級》

③ 難聴学級、言語障害学級

小学校難聴学級・言語障害学級は、桜野小学校「こだま学級」を設置しています。一人一人の子どもの状態に合わせた個別指導を基本として、聴く力や話す力を伸ばし、自信をもって学校生活を送れるよう支援しています。今後も現行どおり運営していきます。

中学校難聴学級は、第一中学校「エコールーム」を設置しています。エコールーム以外での授業や集会時には、FMマイクや小型端末機器を活用して情報保障をしています。また、自立活動として、放課後に縦割り集団での活動を推進しており、「先輩の話を聞く会」や「難聴学級交流会」「遠足」など学級行事の準備や運営に取り組んでいます。今後も現行どおり運営していきます。

④ 情緒障害等学級

情緒障害等通級指導学級については、現在、東京都は「第三次実施計画」に示した3校で1つ

のグループを編成し、その中の拠点校となる通級指導学級教員がグループ内の学校へ巡回指導する特別支援教室モデル事業を進めています。

東京都特別支援教室事業においては、区市町村ごとに、子ども10人につき1人の教員を拠点校に配置し、拠点校の教員が自校と他の2校に巡回して、自立活動や教科の補充などの個別指導や小集団指導を行うとともに、拠点校に子どもたちを集めて小集団指導を行うこととされています。

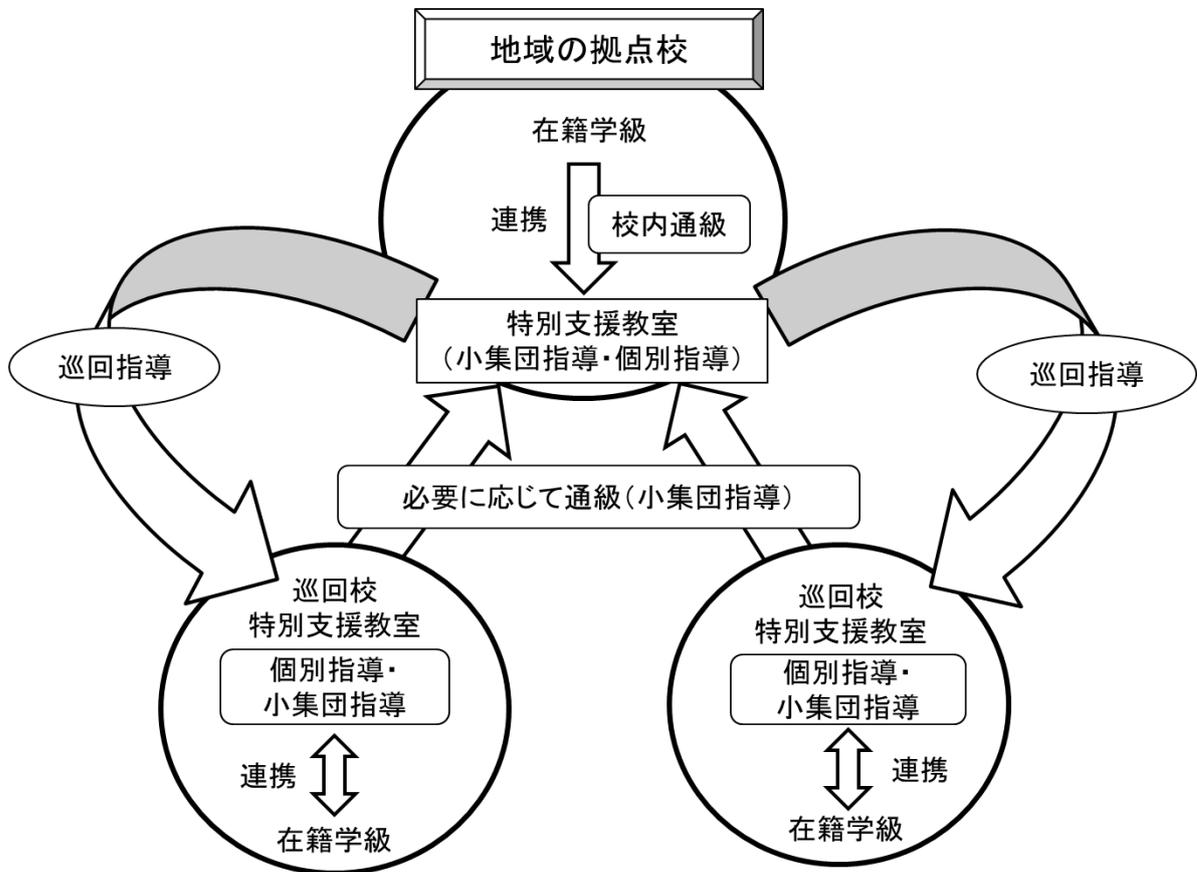
3校を1グループに編成した巡回体制を考慮すると、小学校全12校を東部地区、中央東部地区、中央西部地区、西部地区と4分割して配置を考える必要があります。現在、東部地区に第四小学校「はなみずき学級」、中央東部地区に井之頭小学校「かわせみ学級」、西部地区には桜野小学校「こぶし学級」が設置されています。

今後は、中央西部地区に小学校通級指導学級（拠点校）の設置を検討します。

なお、中学校においては、同様に中学校全6校を東部地区、西部地区に二分割すると、西部地区に第二中学校「こぶし学級」が設置されていますので、今後は、東部地区に中学校通級指導学級の設置を検討していきます。

また、前記計画において自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の計画的な設置を進めることが示されています。通常の学級、個別支援教室、通級指導学級、固定学級の役割を明確にした「第三次実施計画」が示すところの「重層的な支援体制」の確立を目指すために、今後も本市における自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置について、本市の状況とその必要性を検証するとともに、教育内容・方法、配置、設置形態などについて検討を進めます。

《東京都特別支援教室事業のイメージ》



(3) 特別支援学級担任による巡回指導の検討と実施

東京都は「第三次実施計画」において、従来の通級指導学級のように子どもが在籍校を離れて通う形態（子どもが動く）から、専門性の高い教員が在籍校を巡回して指導を行う形態（教員が動く）へと転換を図る特別支援教室導入に向けての構想を示しました。

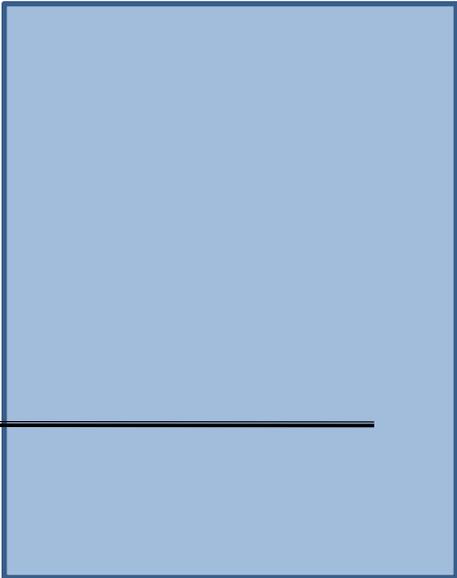
平成24年度から26年度までのモデル事業の実施を経て、平成27年度にはガイドラインを周知し、平成28年度より準備の整った区市町村から順次導入し、平成30年度には都内全小学校に導入する予定とされています。

本市においても、平成26年度から第四小学校はなみずき学級において通級する子どもが在籍する4校（自校含む）への巡回指導の試行を開始しました。巡回指導の対象となる子どもは、在籍学校と保護者が巡回指導の必要性を認めた場合としています。試行においては、ペアによる巡回、個別指導、学級に入っでの指導などを行っており、指導期間・回数・内容・方法について成果や課題を整理して、次年度以降の実施計画を検討していきます。本市においては、拠点校1校と巡回校2校によるグループ編成をするために、3つの通級指導学級設置校を拠点校とするとともに、中央西部地区に新たに拠点校を設置し、4つのグループ編成として、平成30年度に全校における導入を目指していきます。

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
東京都特別支援教室の導入	巡回指導 試行継続	新拠点校の整備	試行導入	全校導入	検証

《東京都特別支援教室構想に基づくグループ編成（案）》





◆ 参考 ◆

- 1 武蔵野市における特別支援学級のあゆみ
- 2 用語説明

1 武蔵野市における特別支援学級のあゆみ

年度	固定学級	通級指導学級	その他、市、都、国の動き
1955(昭 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・むらさき学級（一小、大野田小） ・いずみ学級（二小）開設 		<ul style="list-style-type: none"> ・日本肢体不自由協会を設立
1956(昭 31)	<ul style="list-style-type: none"> ・群咲学級（四中）開設 		<ul style="list-style-type: none"> ・港区に特殊学級が開設され、全区に特殊学級が設置
1959(昭 34)			<ul style="list-style-type: none"> ・小平養護学校設立(都)
1965(昭 40)	<ul style="list-style-type: none"> ・四中群咲学級校舎改築 		<ul style="list-style-type: none"> ・特殊学級の教員配置が学級数+1となる(都)
1966(昭 41)			<ul style="list-style-type: none"> ・都立福祉作業所、都内に3か所に開設
1967(昭 42)			<ul style="list-style-type: none"> ・「愛の手帳」制度化(都)
1968(昭 43)			<ul style="list-style-type: none"> ・都立心身障害者福祉センター開所 ・ひまわり学級(障害幼児通所施設)開所(市)
1970(昭 45)		<ul style="list-style-type: none"> ・こだま学級(難聴)開設(三小) 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者対策基本法公布(国)
1971(昭 46)			<ul style="list-style-type: none"> ・みちしば学級(肢体不自由児通所訓練施設)開設(市)
1972(昭 47)	<ul style="list-style-type: none"> ・むらさき学級（一小）が四小に移管 		
1973(昭 48)	<ul style="list-style-type: none"> ・いとすぎ学級（境南小）開設、日赤病院内に設置 ・いぶき学級（千川小）開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・こだま学級が言語障害を併設し、桜堤小に移管 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育相談室開設(市) こだま学級・幼児教育相談室・市立境幼稚園が同一建物に入る(市) ・べこのこ学級(ひまわり・みちしば学級を引継ぐ) ・いぶき・べこのこ学級の通学用スクールバス運行開始(市)
1974(昭 49)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問学級（一小）開設 ・いとすぎ学級（六中）開設、日赤病院内で境南小といとすぎを運営 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の希望者全員入学実施(都)
1976(昭 51)		<ul style="list-style-type: none"> ・こぶし学級（境北小）開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・小金井養護学校設立(都)
1977(昭 52)	<ul style="list-style-type: none"> ・いぶき学級（四中）開設 		<ul style="list-style-type: none"> ・府中養護学校設立(都)
1979(昭 54)		<ul style="list-style-type: none"> ・こぶし学級（二中）開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害教育推進委員会発足(市)
1980(昭 55)	<ul style="list-style-type: none"> ・けやき学級（境南小）開設 		<ul style="list-style-type: none"> ・国際障害者年 障害者福祉センター完成(市)
1984(昭 59)		<ul style="list-style-type: none"> ・エコルーム（一中）開設 	
1985(昭 60)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問学級（一小）閉級 		
1988(昭 63)	<ul style="list-style-type: none"> ・いぶき学級（四中）在籍者ゼロのため休級 		

年度	固定学級	通級指導学級	その他、市、都、国の動き
1990(平 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・いずみ学級(二小)閉級 ・いぶき学級(四中)再開 		
1991(平 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・いぶき学級(千川小)が大野田小に移管 ・四中に小中合同校舎完成 		<ul style="list-style-type: none"> ・府中朝日養護学校設立(都) ・いぶき学級とべこのこ学級が分離(市)
1993(平 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・けやき学級(境南小)新校舎完成 ・いぶき学級(四中)再休級 		
1995(平 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・むらさき学級(四小)閉級 		
1996(平 8)		<ul style="list-style-type: none"> ・こだま学級・こぶし学級が桜野小に移管 	<ul style="list-style-type: none"> ・境北小と桜堤小が統廃合により桜野小となる(市)
1997(平 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・いぶき学級(大野田小)が本校校舎内に移転 		
1998(平 10)	<ul style="list-style-type: none"> ・いぶき学級(四中)再開 		
1999(平 11)	<ul style="list-style-type: none"> ・いとすぎ学級が病院改築に伴い、新教室に移転 		<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害児通学用としてスクールバスを2系統に拡充(市)
2001(平 13)	<ul style="list-style-type: none"> ・いぶき学級(四中)休級 		
2002(平 14)		<ul style="list-style-type: none"> ・こだま学級・こぶし学級(桜野小)新校舎完成 	
2005(平 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・むらさき学級・いぶき学級(大野田小)新校舎完成 		
2006(平 18)			
2007(平 19)		<ul style="list-style-type: none"> ・はなみずき学級(四小)開設 	
2008(平 20)			<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援教室開設(大野田小・千川小・井之頭小)(市)
2009(平 21)			<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市特別支援教育推進計画策定(市)
2010(平 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・いぶき学級(四中)再開 		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都特別支援教育推進計画・第3次実施計画策定(都) ・個別支援教室開設(二小・境南小)(市)
2011(平 23)			
2012(平 24)			<ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を報告(国)
2013(平 25)			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法制定(国)
2014(平 26)		<ul style="list-style-type: none"> ・かわせみ学級(井之頭小)開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援教室開設(第一小・第五小・関前南小)(市) ・障害者の権利に関する条約が発効(国)

2 用語説明 (*アイウエオ順)

No.	用語	用語解説
【ア行】		
1	インクルーシブ教育システム (inclusive education system)	<p>障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳:包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。</p> <p>「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会)より</p>
2	「エリアネットワーク」のセンター校	<p>「東京都特別支援教育推進計画」の第一次実施計画(平成 16～19 年度)で構想されたエリア・ネットワークの拠点となる学校。小・中学部を設置する知的障害特別支援学校を指定している。センター校は、通学区域の区市町村教育委員会や学校と連携し、地域における特別支援教育を推進する中核的な役割を担う。</p>
【カ行】		
3	学習障害(LD)	<p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示す。</p>
4	学校生活支援シート	<p>障害のある幼児・児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として、教育のみならず、福祉、保健、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関の密接な連携協力して策定するものである。保護者の作成へのためらいや不安感を軽減するために、「個別の教育支援計画」という名称から、「学校生活支援シート」という親しみやすい名称に変更されたものである。</p>
5	学校生活支援ファイル	<p>就学支援シート、学校生活支援シート、個別移行支援計画などを一冊のファイルにまとめ、児童・生徒一人一人の一貫性のある支援の実施に役立てていくものである。保護者が保管し、教育(学校)だけでなく、保健・医療・福祉など、他の関係機関に支援を依頼する際にも活用できる。</p>
6	帰国・外国人教育相談室	<p>帰国児童・生徒や国際結婚家庭を対象に、情報提供、言語支援をはじめ、学校生活における言葉や生活上の諸問題への相談支援を行う施設。在籍校で日本語教師有資格者による個別の日本語指導を行うほか、毎週水曜日の放課後は学習支援(すてっぷルーム)も行っている。</p>
7	教育課程	<p>法令に基づき、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の基本計画。</p>

No.	用語	用語解説
8	教育支援センター	乳幼児から思春期の子どもの教育に関するさまざまな相談に応じる施設。来所相談、電話相談に加えて、小・中学校への臨床心理士(相談員)の派遣などを行っている。また、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)を運営している。所在地は大野田小学校地下1階、分室として第四中学校内の帰国・外国人教育相談室がある。
9	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」 (平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会)より
10	高機能自閉症	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。
11	校内委員会	発達障害等の児童・生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行うため学校内に置かれた委員会。
12	合理的配慮	障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」 (平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会)より
13	子ども家庭支援センター	児童虐待の防止と子育てを支える総合的な体制を構築する中核機関で、市役所子ども家庭部に設置されている。主な業務としては、児童虐待防止、子育て総合相談事業、ショートステイ事業、産前・産後支援ヘルパー事業を実施している。また、武蔵野市子育て支援ネットワークを構築し、関係団体と連携し、児童虐待の防止及び子育てに不安をもつ家庭を支援している。
14	こども発達支援室「ウィズ」	発達に気がかりなところがあり集団生活に配慮を必要とする3歳から就学前の子どもを対象とした通園事業や児童デイサービスを行う。
15	個別移行支援計画	個別の教育支援計画の一つであり、卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して一人一人のニーズに応じた支援をするための計画。
16	個別支援教室	通常の学級での学習や行動に困難を抱える児童に対して、授業中に別室で個別指導を行うことにより、児童の学習上の課題の改善を図り、学級における学習適応を支援する。
17	個別指導計画	幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障害の状態や発達段階等の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを盛り込んで作成されるものである。

No.	用語	用語解説
18	個別の教育支援計画	障害のある幼児・児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として、教育のみならず、福祉、保健、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関の密接な連携協力して策定するものである。
【サ行】		
19	サポートスタッフ(SS)	発達障害について専門的に学んでいる大学生・大学院生等。主として人とのかわり方に難しさのある児童に対して、派遣相談員等との連携をとりながら、授業中の個別支援に加え、休み時間や給食・清掃の時間などに支援を行い、学校生活への適応を図る。
20	指導主事	都道府県及び市町村の教育委員会の教育長が任命する、教育に関する専門職員のこと。教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
21	スクールソーシャルワーカー(SSW)	個々の児童・生徒への直接的な支援を行うだけでなく、日常生活を営む上で生じる様々な問題を解決するのに必要な情報の提供、学校関係者と地域機関との連携の促進など包括的なソーシャルワーク(支援活動)を行う社会福祉士や精神保健健康福祉士などの専門職。
22	就学支援シート	子どもたちの小学校生活を楽しく充実したものにするために活用されるシートで、保護者が保育園や幼稚園等の協力を得て、家庭や保育園等における子どもの様子や保育内容等について記載する。シートは小学校に引き継がれ、小学校ではこのシートを参考に適切な指導に努める。
23	就学相談	障害のある児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決めていくために教育委員会と保護者が行う相談のこと。教育委員会には、児童・生徒一人一人に最もふさわしい就学先を判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家で構成する「就学支援委員会」が設置されている。
24	専門家スタッフ	発達障害を専門とする大学教授等。小・中学校を年間6～8回程度訪問する。専門家スタッフは、児童・生徒の授業観察を行い、学校に対し対象児童・生徒の行動の意味や指導上の工夫などについて専門的な助言を行う。
【タ行】		
25	地域リハビリテーション	すべての市民が、生涯を通して住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、地域生活に関わる人や組織が、保健・医療・福祉・教育などの分野を越えて連携し、継続的で体系的な支援を行っていくこと。
26	地域療育相談室「ハビット」	心身に何らかの発達障害を有する乳幼児と保護者を対象に、早期から専門のスタッフが子育てや発達を支援するための療育支援体制を整備し、生活をサポートする。「みどりのこども館」(緑町都営第3団地8号棟1階)に設置されている。
27	チャレンジルーム	学校不適応で不登校になっている児童・生徒に対し、学校復帰や社会的自立、進学に向けた活動や学習の場を提供する適応指導教室。来室する児童・生徒に学習や集団活動、カウンセリングなどを通して生活全般にわたった支援活動を行うほか、引きこもりがちな児童・生徒には家庭訪問も行い、学習支援やコミュニケーションの機会をもっている。

No.	用語	用語解説
28	注意欠陥 多動性障害 (ADHD)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。
29	通級指導学級	小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒が、各教科等は通常の学級で指導を受けながら、障害に基づく種々の困難を改善・克服するため、特別な指導を通級指導教室などの特別の指導の場で受ける教育の形態。
30	ティーチング アシスタント (TA)	学習面や集団行動面で困難さを抱える児童・生徒に対し、教職員を志望する学生等を配置し個別支援を行う。
31	東京都 スクール カウンセラー	不登校やいじめの問題を解決し、問題行動等の未然防止や解消のために、区市町村小・中学校に配置される教育相談の専門家。臨床心理士等の資格をもち、週1回各小・中学校に派遣されている。
32	特別支援学級	通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童・生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、設置された少人数の学級。特別な配慮のもとに、児童・生徒の実態に応じた適切な教育を行う。大きく分けて、固定学級と通級指導学級がある。
33	特別支援学級 (固定学級)	教育活動全般において特別な支援を必要とする児童・生徒を対象として設置される学級。児童・生徒は、学習活動の全てを小・中学校に設置された特別支援学級に在籍して指導を受ける。
34	特別支援学校	障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象とする。
35	特別支援学校の センター的 機能	特別支援学校が地域の幼稚園、小中学校等の要請に応じて、必要な助言又は援助を行う機能。
36	特別支援教育	心身障害教育(知的障害や肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等)の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等も含めた障害のある子ども全ての自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズ(伸ばしていきたいこと等)を明らかにし、その子どものもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善したり克服したりするために適切な指導や必要な支援を行っていく教育のことである。
37	特別支援教育 コーディネーター	学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。
38	特別支援教育 推進委員会	本市の特別支援教育に関する推進計画や体制の整備、進行管理、改善に向けての具体的な方針などについて検討・協議する委員会。学校関係者・教育委員会関係者・学識経験者等で構成する。

No.	用語	用語解説
39	特別支援教室 構想	特別な支援を必要とする児童・生徒が全ての小・中学校の全ての学級に在籍している可能性があることを前提とした体制整備であり、発達障害の児童・生徒に対する在籍校における、指導と支援の一層の充実を図ることを目的としている。そのために、従来の通級指導学級のように児童・生徒が在籍校を離れて通う形態(子供が動く)から、専門性の高い教員が在籍校に出向いて巡回指導を行う形態(教員が動く)へと転換を図ることになる。
【ハ行】		
40	派遣相談員	教育支援センターの臨床心理士。小・中学校に週1回全日派遣している。学級担任やコーディネーターに対する助言を行うほか、児童・生徒や保護者からの相談に応じる。このほか、都のスクールカウンセラーが週1回小・中学校へ派遣されている。
41	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
42	副籍制度	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流(小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等)や間接的な交流(学校・学年・学級便りの交換等)を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

**第二期 武蔵野市学校教育計画に基づく
特別支援教育推進に向けた具体的な取組
(平成 27 年度～31 年度)**

**武蔵野市特別支援教育
アクションプラン**

発行年月 平成 27 年 4 月
編集・発行 武蔵野市教育委員会 教育部 教育支援課
〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28
TEL 0422-60-1908